

## 厚岸町議会 平成20年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成20年12月12日

午前10時03分開会

- 委員長（菊池委員） ただいまより平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

きのうに引き続き、議案第84号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

43ページをお開き願います。

4款衛生費から始めます。

4款衛生費、第1項保健衛生費、1目衛生予防費。

14番、竹田委員。

- 竹田委員 厚岸町の、今、個人経営されている公衆浴場と名のつく場所が、本町、真竜合わせて1カ所しかないという現状にあります。利用者が厚岸町の場合漁業者、漁師さんが使うということにもなっていて、利用者が多いという部分なのか、それとも少ないという部分なのか、利用者の度合いですね。

それと、今後の老朽化に対してのこれからの手当てというのは町としてどのようにお考えになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

- 委員長（菊池委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） 私どもとしてつかんでいる数字としては、利用者の度合いでございますが、これは北海道のほうで公衆浴場の調査をしているわけでございますが、入浴の基準数というのがございまして、60%に達していればおおむね良好な経営ができるだろうという基準でございますけれども、厚岸町にある浴場につきましては約40%程度ということで、基準に達していない、経営的には苦しいという基準になっているというところでございます。

それから、老朽化に対する手当てについては、これは補助制度を持ってございまして、過去に二度、昨年度も行いましたが、基本的な浴場の基本部分に係る、例えばボイラーとか、そういった浴場経営上必要な設備の更新については町のほうで助成する制度を持ってございます。昨年度はその基本的な部分の95%程度を補助したという経緯がございます。そういったことで公衆浴場の確保を図っているというところでございます。

- 委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

- 竹田委員 1つに、40%の基準にしか達していないということであれば、当然ながら経営は大変だという部分は聞いただけでわかりますね。この40%にしかいかない、基準に

至らないという、入浴者数が少ないという原因はどこにあるのかというのはつかんでおられますか。

それと、補助金を出すという制度を町のほうで設けた、何年から始まって、年度ごとに補助金を出した金額も年度ごとの合計をお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 利用度合いが低いという経緯でございますが、それをつぶさに特定しているかということ、これはあくまでも想像と申しますか社会情勢の変化の中での答弁になるかと思っておりますけれども、やっぱり個別の、昔は住宅に個々のおふろがなかった場合には公衆浴場という役割もかなり大きかったんだろうというふうに思いますが、昨今は個人の住宅に浴場を備えているところがほとんどであるという実態、それから、町営住宅についても過去にはなかった住宅がありましたけれども、現在は浴場を備えたつくりになっているということで、全体の需要自体がそういった傾向の中で減ってきているんだろうなということが1つ大きな要因として挙げられるんだと思います。

それ以上の個々の要因についてはわかりませんが、つぶさにはわかりませんが、そういった中で、公衆浴場を欲している方が現在利用されているんだと、その数自体が減ってきているという現状があるだろうというふうに思います。

それから、設備の助成につきましては平成14年度に一度行ってございます。それと去年行っているわけでございますが、申しわけございませんが14年度の数字は今手元にございませんが、必要でしたらお調べして申し上げますが、昨年度につきましては、補修工事47万円程度のかかったところを95%の助成ということで43万円の助成を行っているところでございます。

●委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 利用度が少なくなっているとはいって、当然経営がおもわしくない。そこに町税を使つての支援をしているということであれば、当然きちとした理由を町としては押さえていなければならないと、私の個人的な意見でこうだと思いますということには、それは理由にはならないと思います。その辺やはりきちっと、なぜそういう現状になっているのかと、なぜ税金を使つてまでそこに補助しなければいけないのかということ町民にわかりやすく説明するということになれば、今の答弁ではちょっと不足ではないのかなというふうに思います。

それと、平成14年と19年、これたった2回だけなんですか。14年が今わからないというのであればいいんですけども、要は今後の手当てとしてどのような形が、主に補修なのか、それとも、その手当てをしなければならない理由として補修が前提とされているのか、それとも別な意味にもこれから対応する、手当てをしなければならないということを考えているのか、その手当ての方策の中身がどのようなになっているのか、それから、金額はこれからどこまで許されるのか、その辺もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 町が公衆浴場に対して財政支援をする理由でございますが、これは町民の公衆衛生の確保ということで、きちんとした衛生状態がひとしく町民が保てるように、さまざまな理由でおふろを確保できない方々に公衆浴場という位置づけの中で利用していただく、その施設を確保するというのが町としての役割としてあるという位置づけでございます。

それと、今後どのような形で公衆浴場の設備等々についての支援をしていくかということでございますが、これはあくまでも経営者側との話し合いの中で、どういう部分が今後改修の必要があるか、適正な公衆浴場の運営をするためにどのような対応が必要かということは、今後の老朽化の度合いを見ながら判断していただいて、かかる予算について議会にお諮りするという形で、上限というのは設けてございません。予算の範囲内でということで考えてございますが、できるだけ公衆浴場を確保するというで、これは経営側の部分、それから、利用する側の町民の方々の利便性も考えながら対応していくべきものというふうに考えております。

●委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

●竹田委員 町の財政支援の理由というのはよくわかりました。経営者側との老朽化のことについてよく話をして、上限は設けていないということでもわかったわけですがけれども、町長の公約でもありましたタラソセラピーの部分、議会でも話はされて、産建でも青森のほうに私たち視察に行っていました。町長のお考えとしては、町民のための健康づくりの一環として、このタラソセラピーの建設、また、公衆浴場の部分について、合わせてどのような考えでこれから進めていかれるのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

タラソセラピー施設でございますが、私も町長の第1回目の公約として公にさせていただきました。そういうことで、いろいろな先進地を視察したり、厚岸町においてどういうタラソセラピーの施設がいいのか等々を計画すべく考えておったわけでございます。しかしながら、膨大な予算が伴うわけでございます。当時考えましたのは、たしか12億円ぐらいの予定ではなかったかと思いますが、そういう中で、今日の厚岸町の財政状況の中では到底無理であるという考えに立ったわけでありまして。

そこで、それにかわるものとして、私は民の力を得て施設ができないのかなという考えに立ったわけでございます。そういうことで、今、実現するかどうかは別にいたしましても、民の力をかりるべくして、今、協議をさせていただいておるところでございます。私といたしましては、これが実現できたらなという考えを持っておるわけでござい

まして、これから積極的に民との話し合いも進めてまいりたい、そのように考えております。

●委員長（菊池委員） 5番、中川委員。

●中川委員 今、14番の竹田委員が銭湯について質問していましたので、関連して質問させていただきますと思います。

1日目の一般質問でも出ておりましたが、若竹町のマリンビジョン計画の関係でございますが、21年度に完成して22年から、完成の予定でございますが、町も町政懇談会というのが、町長以下皆さんが各自治会に入りまして懇談会をするわけでありましてけれども、私たちが組合側として部落懇談会というものを実行組合でいろいろ決算やら翌年度の予算等々について漁民の皆さんにお知らせする機会があるわけでございますが、その都度、今回もありましたけれども、あそこに今言いましたように22年度からの使用開始でございますし、今、銭湯の、早く言うとお客さんがかなり減っているということでございますし、それから、今、マリンビジョンの使用度の関係で外来船も相当入ってくるだろうと。そういうことで組合も期待しているわけでございますが、何せ真竜側の駅側のほうしか銭湯がございません。

そこで、私も以前にも担当課長とも議論したことがあるんですが、今、組合の市場の裏側といいますか、あそこにシャワーと、あれ一時ちょっと中止していましたがけれども、改修しまして今何か使っておるようではございますけれども、それを本町側の第1埠頭につくったらどうなのかと私議論したことがあるんですけれども、その当時は、まだ漁船が市場側にずっと着いていましたけれども、今は、産業振興課長もおわかりのように、魚を揚げたらすぐ若竹町のほうの岸壁に移るわけです。そうしますと、船員がふろに来ることになると歩いてくるということになりますと大変ですし、あるいはハイヤーを頼めばいいんでしょうけれども、そういうことでお客さんも減るんでないのかなと思って今聞いていまして、それで、以前から役員の中でも話が出ていましたように、町が許してやっていただければ、簡易の、簡易とはどこまでが簡易なのかわかりませんが、冬の間は取り壊し、あるいはまた繁忙期のときにつけるような、組立式のようなものでも設置をしていただければ、外来船の乗組員も非常に喜ばれるのではないかなというように話が部落懇談会でも出ていましたし、役員会でもたまたま町のほうの要望に話が出るわけでございますけれども、私も議員の一人として、予算もどのぐらいかかるかわかりませんが、うーんといって私も役員会の中では話していますが、そのようなことはどうでしょうか。この際ちょっとお聞きしておきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、確かに市場の裏のほうに町で建てて、そして漁業協同組合のほうで管理をしていただいております休憩施設がございます。これについては外来船の乗組員の方の福利厚生ということで建設され

たものでありますけれども、平成13年に一部改修いたしまして、シャワーと、それから、一部ふろも入れるような設備をしてございました。

ところが、昨年ですか、昨年にかけて釧路保健所から指導がありまして、平成19年度までで、20年からはその施設、シャワーはオーケーなんですけれども、ふろについては公衆浴場法に抵触すると。もし、ふろという設備にすると、ふろの内部の浴槽の大きさとか、あるいは洗い場の大きさとか、そういったものをもっと広げる必要がある。現在のところ、そのままだと抵触するということが言われましたので、改修しようという検討したんですが、相当な金額に上るということで改修を断念いたしまして、ふろは現在使ってございません。シャワーのみですと保健所のほうでは許可するという内容でございました。

それで、今度そうなると乗組員はどうなのかということになりましたので、当面、水産業対策協議会という団体がございまして、これは水産関連の関連団体、町も含めて、漁業協同組合、あるいは買受人を含め、そういった方々が加盟していますが、そこで、その事業費用から公衆浴場に無料で入ることができるように入浴券を配布しようということになりまして、それで今回についてはおふろが閉鎖になったと、シャワーしか浴びられないということなものですから、そういうことで対応していただいたということでもあります。

ですから、夜遅くになりますとふろは閉まりますので、その段階ではシャワーという形になりますが、日中についてはそういった入浴券を配布して入浴していただいて疲れを取っていただくというふうに対応してございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（菊池委員） 5番、中川委員。

●中川委員 今、課長から答弁いただいたように、先ほども今も言いましたけれども、あそこを改修して、漁民のために、外来船のために使わせるんだということでありましたので、私はだめですよ。今私が言ったように、あそこには船着かないんですから、魚揚げたらすぐ船が移動するんですから。使うといたらあれでないですか、あそこにいる女工さんたちが帰りにシャワーか何か浴びるだけでないですか。私そう質問したことがあるんです。いえいえ、組合も管理するのでそんなことありません、ありませんて、あったんじゃないですかね。船すぐあれから間もなく若竹町の方移っていますから。

そして今あれでしょう、今あなたも質問中に水産の関係の協議会のところで運営していると。ですから、だからふろも、シャワーだけでもいいんですけれども、岸壁に着いた乗組員が非常に苦労しているわけですから、だから私も今お願いというか、予算の関係もありますけれども、シャワーのようなものでも、1埠頭のあずまやのほうに、外来船の乗組員の皆さんのために季節的でもいいんですからできませんかというのが私の今の質問なんです。おわかりですね、意味は。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、実は、入浴券を配布して利用いただいているというふうに申しあげましたけれども、本年の8月から10月中ですけれども、11月も一部ありましたが、非常に入浴券が好評ということで、かなり利用度があったというふうに聞いてございますし、ご不便はおかけすることはわかるんですけれども、一応利用はしていただいているというふうに私のほうは認識をしております。

確かに、第1埠頭、あるいは第2埠頭のほうにそういった施設があれば一番よろしいんですけれども、現在のところ、そのような形で港町の漁港の休憩施設と、それから入浴券ということで併用させて、現在のところそのような形でやらせていただきたいということで、これは漁業協同組合のほうとも協議済みで行っていることですので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

●委員長（菊池委員） 5番、中川委員。

●中川委員 わかるんですけれども、今その最後のほうが、組合と話し合いでということですか、今の市場の裏を外来船が使っているということですか。今そういうふうにとつたんですけれども、それであれば、今、私が先ほど言いましたように、部落懇談会やら組合の役員会でそういう話出てこないんですよね。何かあなたの話ちょっと、私も役員会の中にいますので、先ほど、そのときに町はどうでしょうねということ言っているわけですから、今のあなたの答弁と合わないんですけれども、私の聞いている範囲では、もう1回。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今回の入浴利用券の関係については、事前に組合のほうと、結果的に公衆浴場法に抵触するということですので、今後どうしていくかということ組合と協議をして、そのような形で入浴券を交付したということですので。

●委員長（菊池委員） 5番、中川委員。

●中川委員 それで全然だ。全然というのは失礼ですけれども、今、私の要望を考えていないのかな、いただけないと思うんですけれども、これは参考までなんですけれども、もし予算が何百万円かかりますよ、それで、町が持つのは大変だから、例えば半々だとか、計画を書いてみて、設計なり予算をはかってみて、何百万円かかると。外来船が来れば町も潤うけれども、組合ももちろん潤うんだから、例えばそのシャワーの施設をつくるのに、うちらもこのぐらい出すから、組合のあなた方も利益あるんだから、外来船が入ってくれば。水揚げも上がる、手数料も入るんだから、もしそういう計画をいただいて、組合も何ぼ持ちなさいよと。もしそういう計画であれば、それこそ組合と協議していただきたいなと、そういう考えがもし持たればですよ。

だって、組合だって、あなたわかるように、市場に魚が揚がれば口銭も入りますし、

氷売れば氷で入ってくるわけですし、船が入ると商店会の船積みのもものも売れるわけですから、だから、もしそういう計画を持たれたら、予算の関係でも話し合われていただきたいなと。そうすると、そこで役員会にまた提案されるでしょうから、私もいろいろこの議会で議論した、質問したことも通して話してみたいなと思いますので、もうそういう計画を持たれたら組合と、今私が言いましたから即どうのこうのとは出てこないと思うんですけども、近い将来そういう話が、もし計画がありましたら組合と協議させていただきたいなと、そして、予算の関係も持ち分関係で話し合いしていただければと思います。よろしく。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと思います。

今の市場におけるおふろの関係であります。平成4年に建築をされ、それなりの推移もあるわけですが、しかし、今日、市場における魚揚げの形態も変わってきていることは今質問あったとおりであります。

また、マリナビジョンの関係であります。ご承知のとおり、衛生管理型の魚市場の構想もございます。これは当然場所等もいろいろと考えられることでもありますので、また、漁組等の考えも、ふろ等の問題についてどのように考えているのかまだわかりませんので、今ご指摘されたように漁組と連携を図りながら、お互いにいい方向に進むように協議を重ねることが必要であると、そういうふうと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（「よろしくお願いします」の声あり）

●委員長（菊池委員） いいですか。

ほかにございませんか。

1目、ございませんか。

（な し）

●委員長（菊池委員） 次に進みます。

2目健康づくり費。

13番、室崎委員。

●室崎委員 ここでちょっとお尋ねしますけれども、保健福祉医療調整推進委員会というのがございますね。ことしは何回開かれて、近々ではいつ開かれていますか。

●委員長（菊池委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答えを申し上げます。

ご質問の保健医療福祉総合サービス調整推進委員会でございますが、町が総合的な保健、医療、福祉のあり方、それから、高齢者や障害者が地域で快適な生活を営むことのできるまちづくりの施策の検討ということを中心とする目的としまして設置をさせていただいておりますが、ご質問の、ことしこの委員会をやっているのかということでございますが、実は、第3期の高齢者及び介護の事業計画を策定する時点で、この委員会にいろいろ検討いただいて第3期の計画をつくったということございまして、その後、この推進委員会そのものは、委員の皆さんの任期が2年間という任期をお願いをしている状況でございますが、現在、委員の任期そのものが切れた状態で、再度お願いをしているという状況ではございません。今年度も、そういう意味で推進委員会の開催はないということでございます。

直近でいつ開催したかということについては、ちょっと今手元に資料ございませんので、申し上げました第3期の計画を議論いただいた段階でその開催をさせていただいたということでございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 余り昔なので記憶も記録もないと、手元には。それで、そもそもこの委員会なるものが消えてしまっているというのが現状であると。必要なときだけもう一度つけてやればいいわけですからね。ということですね。はい、わかりました。

それで、ちょっとお聞きするんですが、みんなすこやか厚岸21という基本構想、基本計画があるんですね。3月議会のときにもお聞きしているんですが、これは現在どういう扱いになっているんですか。

●委員長（菊池委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

みんなすこやか厚岸計画の部分でございますが、現在のこの計画の位置づけ自体は、国の健康日本21計画の計画期間の見直しというようなことが途中でございまして、それで、厚岸町で持っておりますプランそのものも計画内容の見直すことが実は出てまいりました。3月議会のときにご質問いただきまして報告をさせていただいておりますが、計画の中間見直しというような作業を求められて、その作業に入っているということございまして、現時点でどの程度の作業が進んでいるかということも含めて、まだ作業中で、中間見直しということが作業が終了しているという状況ではございまして、今、それぞれの部署の中でその作業を早く取りまとめようということでの作業をしている段階でございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 今の答弁でちょっと不明確なところがありますので、明確にお答えいただきます。



見直しを求められてやっておりますという言い方があったんですが、だれがだれに対してどう求めたんですか。

- 委員長（菊池委員） 休憩します。

午前10時37分休憩

午前10時41分再開

- 委員長（菊池委員） 再開します。

保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

ご指摘の部分でございましたが、答弁の内容が不適切な表現でございまして申しわけございません。見直しを求められてということではなくて、国は国で健康プランを持っております。それから、北海道もそれを受けてプランを持っておりまして、委員ご承知のように、特定健診の導入というような国の方針に伴う情勢の変化というものが出ておりまして、みんなすこやか厚岸プランの中では、もともと生活習慣病のことも含めて総合的な健康づくりというものをしていこうという表現も含めてプランを持っておりますが、具体的に特定健診、あるいは特定保健指導、それから、高齢者をめぐる健康づくりの部分での新たなプランの要因というものが出てきたことによりまして、北海道もその見直しをされた。厚岸町は厚岸町のプランとしてこれを見直していかなければいけないという立場にございます。

先ほど申し上げました見直しを求められたということではなくて、厚岸町がみずから自分の持っているプランについて中間点検をしながら、新たな要因をプランの中に取り入れるための中間評価というものをやっているという3月時点でのお話でございまして、今その作業をまだ進めているという状況でございます。

- 委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

- 室崎委員 3月から4、5、6、7、8、9、10、11、12、9カ月たっているんです。3月のときの答弁をなぞるわけですね。9カ月何やっているんですか。9カ月の間に、こことこことここをこれだけやったというもの出ないんですか。

それから、今、あなたは答弁しながらだんだん話を変えていっているんだけど、いわゆる国は大転換したわけでしょう、ヘルスプロモーションから個別健診に変えてしまったんですよね。だから現場は大変なんです。それはよくわかります。それは3月のときにもそういう話はもう出ていますからね。そのやりとりしていますから今繰り返しません、大変なのはわかりますよ。それで、この9カ月間どんなことをやってきたんですか。

それから、さっきの見直し、見直しと言っているんだけど、最後になってほんと

あなた今、中間評価というような言い方をしたんだけど、そもそもこのプランは5年間で中間評価するんでしょう。その作業はどうなっているんですか。そういうものが議会に全然出てきませんね。

それから、えらい厄介な作業なので9カ月かかってもまだ完成しないんだというならそれはそれでいいですから、どこまでできたんですか。そういう具体的な話をしてください。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時47分再開

●委員長（菊池委員） 再開します。

保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げたいと思います。

この3月以降の何をやっていたんだという部分と、中間評価はもともとプランに盛っているものではないかというご質疑でございます。

委員おっしゃられるように、町のプランそのものにも中間で評価をするというものを盛り込んだプランでございます。3月以降の作業でございますが、もともと18年の年度末に住民アンケートをとらせていただいて、これは意識調査でございますが、この集計を終了させております。3月以降の作業でございますが、これに集中できないという状況でございますが、私ども今やっております作業は、アンケートの集計に基づく評価、それから、その評価に基づく資料調査というものをして、それをまとめた中で新たな中間評価の案としてお示しをしなければいけないという作業が出てまいりますので、今その作業をやらせていただいているというところでございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 聞いていると、ほとんど何もやっていないんじゃないかという気がするんですよね。

それから、そもそもこのプランで中間評価といいますか中間見直しといいますか、それは何年度までに、何年度末に行って発表することになっていたんですか。

●委員長（菊池委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

19年1月に先ほどお話がありました調整推進委員会を開催しておりまして、その際に委員の皆さんのほうには、19年度中にこの中間評価というものを取りまとめた中で委員

会としての方向性をつけていただくという予定でございましたけれども、それ以降、3月にも開催をしておりますけれども、この中間見直しについてのご議論というものが委員会としてさせていただいていないということでございます。そういう意味では、19年度中に見直しをしたいというのが私ども担当の考え方でございました。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 何だかタイムトンネルに入ったような話になってきましたね。

それで、その推進委員会というのも既になくなっちゃっているわけですよ。それで、今聞いていると結局何も動いていない。何かやったというものがないかと思って一生懸命探して、アンケートをとってそれを集計していますと言うけれども、要するに机の中にほうり込んでいるんでしょう。机の中いっぱいじゃないですか。いろいろな仕事重なって大変なのはわかりますけどね。

これ見直しでも中間評価でも何でもいいんだけど、3月議会のときに既に文章化の段階に来ているという答弁出ているんですよ。ことしの3月の議会のときに。そのとき、アンケートをとってこれからやりますなんて言っていませんよ。そして、そのどういう文章化を行うか、今その作業中でありまして、そういう答弁出ているんですよ。

ところが、今お聞きすると、その後、今度アンケートをとって、もう一遍何だか資料をひねくり回すことをやっているんだというような話しているんですよ。いつになつてできるんですか。

それから、その何とか推進委員会というのを改めて設置するんでしょう。それで、いつそれやるんですか。作業予定を聞かせてください。

●委員長（菊池委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 委員からのご指摘のように作業が大変おこなっています部分については、ご指摘のとおりでございます。

3月議会のときにも20年度中に取りまとめをしていきたいというお話をしておりますので、私どもも年度内に中間評価を含めた文章化でお示しをできるものというものをつくっていくということで今作業をしておりますので、遅々として進まないというご指摘も含めてお受けしながら、これから頑張る作業を進めていきたいというふうに思っております。

それから、推進委員会の関係でございますが、今、任期切れで設置されていない部分につきましては、年が変わって1月の早い段階で、1月中に推進委員会の再設置ということをやりたいというふうに思っております。それはもう一方のご指摘もあるんだろうというふうに思っておりますが、21年度からスタートいたします第4期の介護保険事業計画、それから高齢者に伴います計画づくりというものを今私どもの段階で作業を進めている段階でございます。こういったものも調整推進委員会の中で検討いただいて、方向性について認めていただいて、それを町民のほうにもお示しをしていくという役割を持っておりますので、そういったお願いを年が変わった中で進めさせていただいて、こ

これは新しい第4期の計画もそうなのでありますが、年度内の中で策定をしていけるようにということで、今、スケジュールを組んでいるところでございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 いろんな仕事が錯綜していて大変なのはよくわかっていますが、わかった上で申し上げているので、よろしくをお願いします。

次に、もう一つお聞きしますが、一般質問でもちょっとお聞きしたんですけども、感染症に関する情報がどのように共有され、運用されていくか、管理運用されていくかという話が余り具体的なところまで聞こえてこないのもう一度お聞きするんですが、1つの例を挙げますと、病院に厚岸町でそれを押さえ込まなければならないような感染症の罹患者が出たというときに、病院に受診をした、町立病院にですね、そうすると町立病院は保健所と、それから、この健康づくりに関する、保健介護課になるのかな、そのところにすぐにその情報は伝えるという点については間違いないですね。

●委員長（菊池委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 過去においてはそういうことになっておりませんでした。ですけれども、ノロの問題だとか、いろんな感染症が起きた段階において、特に昨年度から、そういうことをきちんと連携をするということで、個人情報を出せませんけれども行っております。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 それで、その情報が出た場合、それは関係部署に伝えて進めるようにいたしますというところで切れているんですけども、具体的にどういうところにどういう情報がどういう形で伝わるんですか。

●委員長（菊池委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

病院の事務長のほうからもお話ありました保健所に通知をすると同時にという話でございます。町立病院のほうからは、例えば学童の方が感染症に罹患をされて、それが蔓延、あるいは感染が拡大をしてくるという心配がございますので、これは学童の部分については教育委員会のほうにも通知が行くという形になっております。

それから、過去のノロ対策などでは、私どものほうに連絡をいただいた段階で、主たる目的は施設内の感染を早い時期に抑止をしていこうという目的で、施設を管理する主管のほうに、発生した事実、それから保健介護課と連携をして、例えば保護者に対する周知の問題でありますとかというものを確認をしながら蔓延防止の対策を連携してやっていくということでございます。

それから、インフルエンザの部分でございますが、これは一般質問の中でもお答え申し上げましたように、特定する個人がどうのこうのというレベルではなくて、管内で、あるいは町内で最近インフルエンザが発生したぞと、時期的に申し上げますと、去年あたりはもっと早い時期にインフルエンザが発生をしておりましたが、ことしは幸いにしてまだ発症しているという状況にはございませんが、この時期でございますので、町内で罹患者が出ましたよということでの各役場庁内のメールを使った配信でありますとかということ徹底してやらせていただくということで現在対応しているところでございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 例えば、接触感染の感染症と、それから、空気感染の場合には違うと思うんです。それから、ノロのように接触と空気と両方持っているものもありますよね。それから、感染力の強いもの、弱いものがありますよね。そこで、今、課長が言ったように、あの場合にはこう、この場合にはこうというのはわかるんだけど、そういうものについて、やっぱり町立病院もまじえて、医療専門家もまじえて、きちんとした、マニュアルというのか何というのかわからんが、組織的なものをつくっておく必要があるんじゃないか。

それから、その情報というのも、何遍も同じことを私言っているんだけど、一般市民に流すものと関係部署でその対策を行わなければならない者が持つ情報が同じわけではないんですよ。だから、この範囲まではここと、この範囲まではこういうふうに共有して仕事を行うというものがきちんとできていなきゃならないと思うんです。

それから、一般質問のときにも答弁の中にあっし、前に厚文で聞いたときも私が議会で聞いたときも、必ず出てくるのは保健所の壁という話があるんです。個人情報、保健所の壁。でもね、保健所の立場に立ったら、厚岸町に流れたらその情報がどんなふうに管理されて運用されるかさっぱりわからなかったら恐ろしくて出せませんよ。

だから、こういう体制の中でこういうふうにしてきちんと使われるんだというものをきちんと示して、そして、だからこの範囲で情報は早くくれということと言わない限りは出てきませんよね。こういうものを早くつくる必要があると思う。それが感染症対策の大きな一つの柱だと思うんです。

これは今言ったように、空気感染だとか接触感染においては集団でいるところというのは非常に危ないですから、もちろん教育委員会も入ってくるでしょう。でも、それ以外にいろんな施設もあるだろうし、いろんなものがあると思う。そういうような体制をきちっとつくっていく必要があると思うんです。これは提言しておきますけれども、いかがですか。

●委員長（菊池委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 過去に13番委員からもほぼ同様のご質問があつて、特に、15年だったというふうに記憶していますけれども、ノロの大事件が発生したときに、対応マ

マニュアルといいますか、そういうものをつくっておくべきだろうというふうにご指摘があって、その後、特に町立病院、特別養護老人ホーム、保育所では、一応という言い方は適当かどうかわかりませんが、それぞれ連絡を取り合いながら、感染症対策マニュアルというものを既につくっております。

ただ、今ご指摘のとおり、職員同士がどうなっているのというような連絡体制でつくり上げたものですから、それが本当に専門家が見た場合にどういう評価をされるかというところまではまだ至っておりません。そういう意味では、お互いにそういうマニュアルを突合する、見合う、それから、専門家の意見をお聞きするということについては、早急にとり進めるようにしたいと、そのように考えております。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 いや、各部署でつくってあるのは知っています。ただ、私が言っているのは、全庁的な、全役場的な体制を言っているんです。

それから、専門家ということ言えば、各部署でつくっているのは専門家が入って相当見事なものできているのは評価しています。ただ、どこまでいってもそれは一つ一つ島のように浮かんでいる感じがするんです。そうじゃなくて、私が言っているのはネットワークですよ、今はやりの言葉で言うと。それがきちんとできていなきゃならない。

今、副町長が挙げられた中に教育委員会は入っていないでしょう。だからやっぱり施設のほうで動いていても教育委員会のほうには流れないんじゃないかという可能性はあるわけです。そういう意味じゃなくて、1つどこにかぼっと火がついたらというかスイッチが入ると、全体に、この範囲ではこう、この範囲ではこうと、パンデミックの話じゃないけれども、フェーズ1、フェーズ2というようなもので、これができると思うんです。そういうことが非常に大事だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたい。

●委員長（菊池委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） おっしゃるとおりだろうと思います。

特に、ちょっと今思い出しましたがけれども、O-157が全国で発症したときに、食中毒対策の委員会というものを設置いたしました。それは教育部局も入って、給食センターの栄養士さん、それから、要するに入所施設、それから、保育施設、学校、それらの担当者を全部集めて、特に食中毒の原因となるようなものに対する取り扱い、もしそういうことが発生した場合の事後処置の仕方、それは関係各課集まって連絡体制を既に構築しております。

ただ、いわゆるインフルエンザ等々の具体的なそういうものについてはちょっとまだおこなっているのかなというふうに思いますので、全庁的なそういう取り組みができるような体制を速やかに構築したいと、そのように考えます。

●委員長（菊池委員） よろしいですか。

健康づくり費、ほかにごさいませんか。

(な し)

- 委員長（菊池委員） なければ、45ページ、3目墓地火葬場費、4目水道費、5目病院費。

13番、室崎委員。

- 室崎委員 ここでお聞きしてしまいますけれども、パンデミックの話をしたときに、病院としてはタミフルはもう既に全職員分用意したんだという答弁がありまして、さすがだなというふうに感服したんですが、フェーズ3 Aの段階では、余りそういうようなところまではないんだけれども、やっぱり病院のようなどころがその段階でもう既に相当早い時期に手を打っておかないと、いざというときに大変になる最前線だと思うんです。

それで、実際にもしそんなものが起こったら、多分に私はオオカミ少年で、来るかどうかかわからないものについて言っているというふうに思われるでしょうけれども、町のほうとして、起きる可能性は十分あるから緊張しているんだという答弁があったので、それに乗って言っているわけですからね。

それで、医療崩壊というのが非常に危惧されているんですよ。病院にどっと患者がパニックを起こして押しかけてしまう。それで、病院は当然野戦病院化するんだけれども、そこでもし医療従事者がばたばた倒れてしまったら、どうにもこうにもならないですね。SARSのときにはどこかの国では医療従事者が逃げ出したという話まであるんですけども、そんなことは日本ではあり得ないと思いますけれども。

それで、まず、そういう医療従事者のような一番前線で暴露される人たちにはプレパンデミックワクチンというものを用意して打たなければならないんだという話も出ていますね。それから、タミフルというものだけでは耐性ができるおそれがあるので、もう一つリレンザという薬も必要だというようなことが出ています。

それから、もっと言うと、先ほど、勉強会だとかそういうものはなさっているというふうにおっしゃっていたんだけれども、やっぱり先んじて病院なんかはシミュレーションを行わなければならないと思うんです、机上シミュレーションですよ、私が言っているのは。わっと押しかけてくるときどう対処するかと。厚労省なんかのを見ると、こういう症状の新型が出ましたというようなことになったら、厚労省はテレビかなんかで流すんだそうです。そして、こういう症状になった人は病院に行ってはいけません、行かないでください。保健所に電話をしてください。保健所が指示しますからと言うんだそうです。

私それ見てびっくりしたんです。私、今、ぱっと保健所の電話番号言えないんです。そういうところに電話せいと言ったって、これはもう、自分の子供が死ぬんじゃないかと思った親、本人はもちろんだけれども、パニック状態になっていてそんなことができるのかなという気がします。そうすると病院は大変な状態になると思うんですね。だから、やっぱりそういうことを含めて何ができるかと、ほとんどできないという結論になるかもしれないけれども、そういうこともやっておく必要がある。そういう意味で、病院の側ではやはりそういう体制を今つくっていかなければならないと思うんです。

それで、まず、薬の備蓄の点と、その2番目の点、それについてお答えいただきたい。

●委員長（菊池委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） タミフルの問題、耐性の問題もございまして、言われるとおりリレンザについても吸入用でございまして、管理用としてはその2つを用意しています。ただ、新インフルエンザが発生した場合の使用量として、今の想定しているものではございません、現有の一般的常識の管理用として職員の分はすべて準備をしているというふうにご理解願いたい。ただ、それが発生してどのぐらい、量が倍になるといいう情報もございまして、そういうものも含めて病院としては当然用意しなければならないものというふうにご理解願いたい。ただ、それが発生してどのぐらい、量が倍になるといいう情報もございまして、そういうものも含めて病院としては当然用意しなければならないものというふうにご理解願いたい。

それと、もう一つは接種ワクチンの関係もございまして、そういうことも情報としては来ていますけれども、ただ、それも新聞報道のみで、まだ厚生労働省から通達等は入ってきておりません、私どものほうに、正直申し上げまして。ただ、先生方としては、この辺のことを含めて、やはり最前線ですから、まずは、そういうことがもし起きたら病院に来るだろうというふうにご理解願いたい。ただ、それが発生してどのぐらい、量が倍になるといいう情報もございまして、そういうものも含めて病院としては当然用意しなければならないものというふうにご理解願いたい。

ただ、そこで机上のシミュレーション、過去におけるいろんな、新インフルエンザでないものについての机上ということは想定していろんなことを考えて進めているんですけども、この案件についてはまだ机上でのシミュレーションを組んでやっているということになっておりません。ただ、今の意見を参考にしながら、感染委員会は月に1回やっておりますし、年に1回になるかどうかまだわかりませんが、そういうシミュレーションを組んだ中での体制ということをご理解願いたいというふうにご理解願いたい。

以上です。

（「結構です」の声あり）

●委員長（菊池委員） よろしいですか。

ほかにございせんか、病院費。

（な し）

●委員長（菊池委員） 次に進みます。

2項環境政策費、1目環境対策費。

13番、室崎委員。

●室崎委員 レジ袋というのがありますよね。今、スーパーだとかコンビニだとかで物を買って入れてくれる非常に薄いプラスチック状のものでできたカシャカシャと音の出る袋ですね。これの、いわゆるレジ袋悪玉論とでもいうのかな、これが非常にあって、レジ袋はやめましょう。レジ袋をただで渡しているからみんなぼいぼいあんなもの捨てて



しまうので、これを有料化しましょうというような動きがあります。

隣の浜中町は、このレジ袋追放運動をいち早く行って、非常に全国的に有名になったですね。私なんかはちょっと斜めから見るとのだから、レジ袋を利用して町のイメージを上げて全国にその名前を売る、実に上手なやり方をしたなどほとんど感心しているわけでありましてけれども、本来の部分と別のところでね。本来の部分はもちろん大変なことをなさっているなどと思いますが。

ところが、いろんな本や、それからネットや、あるいは新聞、テレビなどで見ていると、レジ袋を追放して何になるのとか、あるいは、レジ袋ってそんなに悪いのとか、いろんな話が出てくるんですよ。例えば、厚岸町でもそうやってやっている人結構多いと聞いているんですが、レジ袋にごみを入れて出している。ちゃんとリサイクルしていると、そういう話も出ていますね。

私のような素人は、右だと言われると右かなと思うし、左だと言われると左かなと思ってしまってよくわからないのでこの際お聞きしますが、町としてはレジ袋というものに対してどういう評価とどういう方針を持っていらっしゃるか、まずそれをお聞きしたい。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 昨今、レジ袋の対応については、ご質問者言われるように有料化をもって削減に当たるという風潮がちょっと強く出てきているかなと私自身も感じてございます。

ただ、その内容を考えてみますと、従量制をとっている町がそういう対応をしていると。それと、今までサービスで提供していたお店、特に大型店でございますが、そういったところが戦略的にCO<sub>2</sub>を削減するという名目のもとでレジ袋を減らす、その手段として有料化ということを出してきたのではないかなというふうに考えてございます。

厚岸町といたしましては、従量制ではなくて定額制であるということで、これはごみ分別の説明会のときでも皆さんには申し上げますし広報でもしておりますが、ご質問者おっしゃられるように、レジ袋は薄くて丈夫ということで軽いものでございます。分別するときには家の中で分別する、分けする、ごみの種類ごとに使うということで、有用に活用されているという側面が厚岸町ではあるのではないかなというふうに考えています。

ただし、ごみ全体を抑制するという方針は町で持っておりますので、例えば買い物するときには自分のマイバッグを持っていかれて、できるだけ、できる範囲ではございますけれども、そういったものをできるだけ抑制すると、レジ袋は辞退するという中で行っていただくという方向性は持っております。ただ、それはレジ袋をごみ袋として自分のところでは使っているんだと、有用なものであるんだというものも同時並行的に考えながら進める必要があるのではないかなというふうに考えております。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

- 室崎委員 どうも言っていることがよくわからないんだけどね。こっちもいいですよ、あっちもいいですよと言っているだけの様に聞こえるんですが、町としてレジ袋というのは抑制すべきものだと考えているのかどうかということを知っているんです。
- 委員長（菊池委員） 環境政策課長。
- 環境政策課長（小島課長） 全体的な傾向としては抑制すべきものというふうには考えてございます。
- 委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。
- 室崎委員 全体的傾向って何ですか。
- 委員長（菊池委員） 環境政策課長。
- 環境政策課長（小島課長） レジ袋が廃棄物として出される場合には、やっぱり抑制すべきものというふうにとらえているということでございます。
- 委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。
- 室崎委員 ごみを入れて出したらごみじゃないですか。
- 委員長（菊池委員） 環境政策課長。
- 環境政策課長（小島課長） 全体がごみとしては出されるという、ごみを入れて出されるという意味では廃棄物という概念にはなるとは思いますが、例えば従量制をとっているところでも、何らかの廃棄物、ごみを袋に入れるという形は当然あるわけでございます。そういったところでも全体としてはごみという形になりますけれども、いわゆるレジ袋自体がごみ袋として利用されていないで、ごみとして扱われるという概念の中では抑制すべきという解釈でございます。
- 委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。
- 室崎委員 よくわからないのでね、結局、一言で言うとレジ袋を積極的に抑制するという態度は厚岸町はとらないと、そういうことですね。
- 委員長（菊池委員） 環境政策課長。
- 環境政策課長（小島課長） その積極的にという部分の解釈にいろいろ議論はあるんだというふうに思います。ただ、他町で行われているような、レジ袋を一斉に有料化を町

の指導のもとで行うということについては、そういう削減するための手段としてはとらないという意味でございます。

これにつきましては、厚岸町の商工会のほう、ここに加盟している商店等多々あるわけでございます。そういった中での話し合いの中でも、いわゆる顧客の中には、そういったごみ袋として活用されている方もいると。だから欲している方もいる。商売としては、レジ袋を提供するということが、大型店等でやられている有料化と差別化してお客を確保するというんですかね、サービスの一環であるという考え方も根強く持っている方がかなりいらっしゃる、経営者の中に。そういった多様な考え方がある中で、一斉にレジ袋を減らすという手段として有料化ということは厚岸町においてはとりにくいのではないかというふうに考えているというふうに商工会からも伝わってきているところでございます。

そういった中で、厚岸町としては、手段としては有料化ということをして町の指導のもとで行うということは考えてございませんが、いわゆるマイバッグ運動ということもございます。そういったことで広報で啓発しておりますし、それから、ことしのクリーン作戦のときの参加者、これは240名おりましたけれども、そういったことで、参加者には啓発するためにマイバッグを配布したと。それから、村山味覚市のときも、これは大勢の町民の方が来ていただきましたが、そのときにもマイバッグを配布して、さらにレジ袋の辞退を促すようなお願いをしたということで、町としてはレジ袋の抑制に向けて活動を展開しているところでございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 そうすると、基本的な姿勢としてはレジ袋は抑制すべきものであるということなんですね。回りくどく言わないで基本的な考えをまず言ってくださいよ。レジ袋が必要だという方がいるから必要なんでしょう。マイバッグやっているからそれもいいですね。そんな話延々とやられたって厚岸町は何をを考えているのかわからないんですよ。

だから、きちんとそういうことを、まず基本姿勢を示した上で、その基本姿勢にのって具体的な施策をこのように行うというふうに言っていたかないと、私のように年でもって回転数鈍っている者にはわからないですよ。

その上でまたお聞きしますが、オオハンゴンソウの防除活動というのを厚岸町は行っていますよね。環境省のほうでは、こういうまちは珍しいんですと褒めてくれているのを私も聞きましたけれども、この内容をちょっと教えてください。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 厚岸町で取り組んでおります特定外来生物オオハンゴンソウの防除活動の内容でございますが、これはご質問者ご存じのとおり昨年度から行ってございます。昨年度、9月に第1回目を行ったということで、このときには86人の参加のもと行ってございます。防除量は260キロということで、防除の区域は子野日公園の中の一部ということで行ってございます。

この植物の特性としては、一度引き抜いてもまた出てくるということは事前にわかっておりましたので、毎年継続して実施するという、それから、昨年度は9月ということで初めて行ったわけでございまして、花が咲かないとその植物がなかなか特定しにくいという理由もございまして9月に行ったんですが、花が咲いてからだとかかなり大型になって作業も大変でした。ということで、ことしにつきましては花が咲く前ということで7月に行ってください。このときは47人の参加をいただきまして、155キロの防除を行ったということが概要でございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 私も参加させていただいて草の抜き取りというのをやったんですけれども、その参加者の構成なんです。今年の場合、ほとんど役場職員と学校の先生だけだったんじゃないかという気がするんですがね。学校の先生と役場職員を除いて、その47人のうち何人ぐらい参加していましたか。環境省の役人だとか支庁の役人だとかというのは除きますよ。一般町民ということです。

いや、わからなければいいです。今手元になれば、時間ないから先に進みましょう。大した問題じゃない。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 13番、続けます。

四、五人だったような気がするんです、一般町民はね。それから、ほとんど優秀なる役場の人たちのボランティアと学校の先生によって支えられてオオハンゴンソウの抜き取りが行われたというのが現実だと思うんです。

やっぱりこういうものというのが一般町民に広がっていかなきゃだめですよ。そういうあたりで今後どういうことを考えていますか。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 作業自体はボランティアということで、なかなか参加者を募るといふ難しさはあるのかなと思います。初年度が86人、ことしが47人ということで、86人1年目に出ていただいた方がまた2年目も必ずしも出ていただいていないと。それは個々の事情はあるんだと思います。ただ、こういったことを根気強く、しかも特定外来生物というものがどのようなものなのかということを知っていただくためにも、これはその趣旨を理解していただくということで、広く知らしめていくという中で参加者を募っていきたいというふうに思っています。そういう考えでございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 趣旨は大変大いに結構です。

それで、その外来生物に関して、町民に対してこのオオハンゴンソウの抜き取りを手伝って下さいというだけではないんでしょう、働きかけは。ほかに外来生物に関して町民全体にどういう働きかけをやっているんですか。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 外来生物、全体的な部分での町民に対しての働きかけということでございますが、おっしゃられるとおり、厚岸町における特定外来生物はオオハンゴンソウだけではございません。ですから、そういった特定外来生物というのはどういうものなのかということ、それから、個別の種についても、どういう対応をする必要があるのかということも含めて、これまでも広報を通じて知らしめてきたつもりでもございます。

また、特に学校での取り組みとして、厚岸水産高校がかなり環境教育の分野にも関心を示していただいて、私も先般、学校のほうとの協議の場に参加させていただきましたが、そういった中でも、今後とも特定外来生物についての知識を生徒にも広めていきたいという強い思いがあるということは、これまで取り組んできたことの成果として今後やっていただけるのかなというふうに思っています。そういった中で、広く継続的にそういった趣旨を知らしめていくという努力を続けていきたいというふうに考えてございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 時間ないから余りやりませんが、今の話を聞いていると、具体的な話何もないんです。何もないと言っては失礼だな。2つしかないんですね。広報に書きました、水産高校との話し合いで外来生物の話をしました。それだけです。

特定外来生物というふうにあなた今何か限って言っていたようだけれども、外来生物全体についての基礎知識がなければ特定外来生物のことは理解できませんよ。そういうようなものについてきちっとした理解を持っていないと、とんでもないことをやってしまうんですよね。下手したら床潭島の緋鮒がどうも減っているようだからって金魚放すようなことをやってしまうわけです。それはとんでもない話になるんだという基礎知識がなければ、本人はよかれと思ってやってしまう。全国的に言うと、緋鮒じゃないですけど、似たような話はあっちこっちにある。

今、ゲンジボタルセットというのも売っているそうですよ、教育キットとして。それを買ってきて、例えば厚岸町でどこかの学校の先生が蛍を子供たちに見せてやりたいからといって、その幼虫からずっとそのキットでつくって放したら、これはもう、厚岸町はヘイケボタルがわずかにいるだけです。もしこれが生き残ったら大変なことになるわけです。というようなもろもろがあるわけです。

それ以前に、何でそういうことをしてはいかんのかという、生物の多様性の問題だとか、それから、人間に対するいろいろな被害だとか、農業や水産に対する被害だとかいろいろあるでしょう。そういうものをどのように、どういう機会をつくって町民の皆さま

んに少しでもわかっていただくようにするかということ、この1年どんなことをやってきたのかをとうとうと話してくれるかと思ったんですけどもね、残念です。

それで、今あなたはこういうふうにやりたい、ああいうふうにやりたいとおっしゃっていたから、これ具体的な立案をしてください。そして、しかるべきときに議会に示していただきたいんですが、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） 特定外来生物法という法律がございまして、これは質問者もよくご存じのこととは思いますが、この生物に対する対応としては、基本的には国が行うということになっています。ただ、市町村の役割という中では、そういったものに対応することができるという規定もございまして。そういった中で、連携をとって行うべきものというふうにございます。厚岸町だけで対応してもいけない。ただし、厚岸町民がどのような行動をすべきかということは、当然、地元自治体としてはかかわっていくべきものというふうにございます。

釧路市には環境省の事務所、釧路環境事務所がございまして。それから、釧路ウエットランドセンターには技術委員会というところもございまして、その中でも、特定外来生物にどのように対応していくべきかということ、専門の先生方が議論していただいています。そこにも厚岸町は参画しているわけですから、そういった中で厚岸町としてどういう役割を果たしていけるかということ、考えながら今後の対応について考え、そして対処していきたいというふうにございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

- 室崎委員 特定外来生物だけでやるわけですね、今の話を聞いていると。何も規制せいとか防除せいとかということだけじゃないんです、私が言っているのは。それから、特定外来生物に関しては国の役割があるでしょう、道にも役割があるでしょう。でも、特定外来生物にだって、今あなたがおっしゃったように町の役割もあるんです。それから、ましてやその特定外来生物に指定されていないいろいろな外来生物というのがありますよね。それについても基礎知識はきちんと持っていなきゃならないはずですよ。そういうもの啓発活動なんていうのは、まさにこれは町の仕事じゃないですか。

だから、環境省やそういう専門家と相談して進めるというのは大いに結構なんだけれども、町として何をやるのか、町に何ができるのか、そこをきちんとしてほしいんです。そうでなければ、1つ問題が出るたびに、国に言うておきます、道に言うておきますに終わってしまうんです。そうすると、それはあれですよ、単なる受付嬢になってしまいますからね。受付嬢になったり宅急便になったりしてもらっては困るんです。そういうことです。だから、そういう点できちんとした検討と実行をお願いしたいと、そういうふうにございます。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） 前段での答弁の中では特定外来生物ということで申し上げたところでございますが、生物全般ということになると多種多様な種がある。何万、何十万、何百万、何億になるかもわからないという数に達します。そういった中で厚岸町が、小さな自治体でございますが、どこまでそこに関与できるのかという部分は非常に困難性を伴う問題ではあります。

ただ、厚岸町としては、1次産業が盛んなところであるし、もしその産業に及ぼす影響があるとか、それから、人の身体に影響があるだとか、そういったものが顕著にあらわれる兆候があるならば、そこに対応しなければならないだろうと。

それから、永続的に自然環境を保全するという意味でもそういった視点は大事であるというふうに考えますので、これからさまざまな機関と連携をとりながら、そういったことを考えながら対処してまいりたいというふうに思います。

（「結構です」の声あり）

- 委員長（菊池委員） よろしいですか。  
ほかにございませんか。

（な し）

- 委員長（菊池委員） なければ進みます。

2目水鳥観察館運営費、3目廃棄物対策費、4目ごみ処理費、5目し尿処理費。  
13番、室崎委員。

- 室崎委員 衛生センターで出た、し尿処理の残渣と言うんですか、それについてはどのような処理の仕方をしているのか、これについてお聞かせをいただきたい。

- 委員長（菊池委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（小島課長） 各家庭から集められたし尿は、町の衛生センターにおいて生物処理という処理できれいにして排出するというところでございます。その過程において、ご質問者がおっしゃられた、し尿汚泥というふうに呼びますが、し尿汚泥がどうしても発生してしまうということでございます。

これは建設当初から、そういったことはどの施設でも発生して、対処しなければならないということでございまして、厚岸町の対処の仕方としては、大きなタンク2基ございますが、そこに濃縮汚泥と呼びますが、濃縮した汚泥を一回ためて、それから、5カ月から6カ月ぐらい空気を送って曝気処理をした後に、衛生センターから町営牧場のほうに搬送いたしまして、町営牧場のほうでこれを肥料として散布しているということでございます。

これにつきましては、その衛生センターを設立したときから、し尿汚泥の取り扱いに

については届け出をして、なおかつそのやり方を認められた上で行っているという状況にございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 平成12年に私この問題を取り上げたんです。当時の助役が、この後は堆肥センターの中で考えていかなきゃならないんじゃないかということを言っています。

それから、平成18年にまた取り上げたんです。このときは、まだ助役という呼び方だったんですね、今の副町長が、これについては可能な限り今やっている方法ではなくて、きちっとした形で散布したいというふうにおっしゃっています。

何を問題にしたかといいますと、法的には一応許されている範囲内なんですよ。だから法的には問題ないんです。法というのは最低限のところを決めていますからね。それで、汚泥として肥料になるからとまくというやり方ではやはりうまくないだろうと。きちんと堆肥化してまくということが大事だろうということを私は指摘したんです。

そして、すぐやりますということはもちろんないですよ、技術的な問題もあるから。そのような方向で体制を整えたいということも言っていますが、平成12年はともかく、平成18年までは結局同じやり方だったことははっきりしているわけけれども、その後、今お聞きすると、まだ全く当初からと同じやり方でやっていますね。

それで、ちょっと予算書を見てみたんです。予算書では、この予算項目が、委員長すみません、ちょっと広がりますので勘弁してください。牧野管理費のところには費目では出てくるんですね、その散布に関する費用については。それで、平成17年、18年までは特殊肥料散布委託料になっているんです。平成19年からは費目が肥料散布委託料というふうになっているんです。ことしも同じです。そうすると平成18年と19年の間に何かが変わったんじゃないかと思うんですけれども、今の答弁の中にはそれも出てきていないんです。このあたりを含めて説明をしてください。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 衛生センターにおけるし尿汚泥の取り扱いにつきましては、運転開始当初におきましては、特殊肥料ということで肥料取締法における届け出が必要だというふうに指導を受けまして、届け出をしていたところでございます。

ただ、その後、肥料法の改正がございまして、特殊肥料から普通肥料に移行するという法改正がございました。一部ですね、特殊肥料の中の一部が普通肥料のほうに移行する。特殊肥料というのは、衛生センターの汚泥もそうなんですが、普通、生物系のものを堆肥化するというイメージです。普通肥料というのは、主に化学肥料だとかそういったものをそれまでは普通肥料と呼んでいたんですが、衛生センターの肥料についても普通肥料のほうに移行するという扱いの中で、今度は許可になるということですが、その中でわかったのは、これは厚岸町が申し上げたわけではないようでございますが、いわゆる衛生センターでつくった肥料が町営牧場で使われている。いわば自家処理であるということで、肥料法の特殊肥料にも普通肥料にも入らないんだということでございませ



て、その中で、特殊肥料、普通肥料という言葉を使うと法的な網がかかった肥料というふうに誤解されないかということで、その「特殊」という言葉を取ったという経緯でございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 わかりました。実態が変わったわけじゃないんですね。

それでお聞きしますが、平成18年に副町長が、すぐできるのであれば対応を考えたい、可能な限り、今やっている方法ではなくてきちっとした形で散布したいという答弁が出ています。この後そのことに関してどのような検討がなされておりますか。それを具体的にお聞きしたい。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 衛生センターの汚泥については、さまざまな処理の方法があるんであるということから早くから検討が進められてきたという経緯がございます。

1つには、ご質問者おっしゃられるように、有機資源堆肥センターに持って行って、ほかの堆肥原料となるものと一緒にまぜ込んで堆肥化するというのが理想な形ではあるというふうに考えます。

その方法、ではどういう方法をとるのかということでございますが、現状のこのし尿汚泥の含水率からすると、そのまま堆肥センターに持っていくと非常に水分調整剤が多額に必要となるという状況でございます。それから、運搬するに当たっては、普通の野積みのトラックでは、余りにも含水率が高いために、固形分というよりも液体に近い状態ですので運びにくいということで、運ぶためのコストもかかるということが当時から、当時というのは、堆肥センターができたときの議論の中であったようでございます。

その後の検討としては、終末処理場のほうで下水道汚泥と一緒に脱水できないかという検討もしているようでございますが、これにつきましても、下水道汚泥とし尿汚泥の成分が違うということで、現在は脱水をかけた後に凝集剤というものを使って固める作業をしているわけですが、その凝集剤自体が非常に対応する対象物によっては微妙な調合が必要になってくるということで、安定的な処理をするのが非常に難しいということがわかったということでございます。

ならば衛生センターに脱水機を設けて、独自処理をして有機資源堆肥センターのほうに運ばないかということで、この試算を、これは18年の議会の後にいたしました。結果としては、整備費整備費だけで4,420万円かかるということがわかりまして、この部分については、余りにも多額な金額を要するというので、現在においてもそれを整備するという環境には財政的にもないだろうということで推移しているということでございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 13年の3月の議会では今の最初のような話は全部出てきていますよね、それほど具体的ではないけれども。その上で、従来どおりの形で牧野にまいているということは見直さなければならぬ時期に来ているということの答弁が出ているんですよ。それに対して、脱水しようとして脱水機を入れれば金がかかるからうまくないわなという話だけで終わったわけですね。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 議論の過程の中では、冒頭申し上げましたとおり、12年の段階で検討したことも再度、例えば、直接、有機資源堆肥センターに持ち込んでできないかと、それから、終末処理場のほうでも再度そういった検討ができないかという選択肢の中で、関係課集まって議論をしております。

やっぱりそういった方法は非常に困難性を伴うということで、それでは、当初12年の段階では検討していなかった、衛生センター自体にそういう脱水機能を設けて持ち込むということはどうなんだということで、その整備費用は幾らかかるのかということも議論した中で、さまざまな検討をした中で、そういった衛生センター独自の処理はどうかということをも最後に議論してきたということでございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 事務屋さんとしてはそういうことなんでしょうけれども、従来どおりの形で牧野にまくということは、もう見直さなければならぬ時期に来ているんだという見解についてはどうなりますか。

●委員長（菊池委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（小島課長） 今までの処理の仕方を抜本的に切りかえるという施策的な判断をどこでするかということになるかと思えます。町営牧場のほうでは、このし尿からつくられる肥料を散布することによって牧草の生育に効果をもたらしているという側面もあるというふうにも言われておりますし……

（「そんな話聞いてない」の声あり）

●環境政策課長（小島課長） この方法を見直すという判断をどこですべきかということ是非常に、財政的なものも含めて難しい判断を行政側としては強いられるんだろうなということでございます。

理想の形と現実的にどういうふうに対応するのかということ非常に難しい判断があるということで、私としては、これ以上申し上げる材料はないわけですが、さらに、もっとコストが安い方法はないのかということも含めて、さらにあるかどうかという、処理の方法として安い方法があるかどうかということもさらに検討して理想の形

に持っていければと思いますが、今の段階では、その安い方法はまだ見つかっていないということでございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 当時答えている副町長もいらっしゃいますのでお聞きしますが、今の事務方の話だと、当時、副町長は理想論を言っただけだということになってしまうんですけれども、そういうことだったんですか。

●委員長（菊池委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 当時、下水道の普及がどんどん進んでいく、事業量もふやした。そのことによって、衛生センターに運ばれてくる処理量が衛生センターのほうは少なくなる。生物処理に係る、要するに薬品代がそちらのほうではどんどんかさんでいくというような背景もありました。それから、町営牧場のほうでその一定程度処理したものを散布するというようなことも、ずっと続けていいのかという議論で私がお答えしたというふうに記憶をしております。

そうした中で、改善策というのはどういうことがあるのかというのを担当部局、特に産業振興課、環境政策課、それから水道課、財政、まちづくり推進課、これらの担当者に集まっていたいて、厚岸町の全体の生活排水に係る処理計画、これをどのようにするか、それから、一部議員から市街地以外の合併処理に関する対策をきちっとさせるべきではないかというご提言もいただきまして、それらの検討をずっと進めてまいりました。

19年11月というふうに記憶をしておりますけれども、生活排水の基本計画案というものもつくらせていただいて、どうするかということも議論を進めているわけでありましてけれども、あわせて下水道のほうの処理計画というものの見直しも今迫られている。そのことによって、下水道の終末処理場のほうの処理方法もあわせて考えていかなければならないというふうに考えております。

そこで考えられるのが、今あるシステムをどうするか、それから、あわせて財源的なものをどうするかということも考え合わせていかなければならないということで、全体的な方針というのはいま少し、もう少しってどのぐらいかというふうな今の段階では明言できないんですが、特にことは水道課のほうで予算をいただいて、個々のとり進め方をどうするかということも今検討の最中でありまして。今年度中に一定の報告が得られるということですので、それをベースに再度またこの処理方法、対策をどうするかということも協議を進めてまいりたいというふうに考えておりました。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 これでやめますけれども、18年の議論のときには、いろんな技術的な問題や今言ったようなもろもろの問題はこっちへちょっと置いて、要するに、今のよう形で

牧野に、自分のところの土地だからってまいていること自身が適当なのかどうかという話だったんです。それで、やはりうまくないだろうと、今の時代にあのやり方ではという話で、何とか検討したいという話だったんですよ。

だから、やはりそういうことはきちんと押さえていただきたいんです。それで、どうしても金がないからできないんだと言うのであれば、次善の策は何かということを考えればいいわけだけれども、まず考えなければならないことは、あのときは私もそういう観点から聞いているし、副町長さん、あなたも、あれをまくという、あれはよくないよなということをおっしゃっているんです。でも、そのまいている成分のそれが堆肥と同じようなものなのかどうかということの調査なんかやっていないんでしょう。まずそこから始めるべきでしょう。そして、もうちょっと簡単な、こんな方法をかければ、まいてもいいですよと胸張って言えるのであればおまきになればよろしいし、どうもそんなところを新聞社あたりに写真なんか撮られたらうまくないよなというものであれば、やっぱり別の方法を考えなきゃならんでしょう。

それがそんな脱水機買って4,000万円も5,000万円もかけなければ一切できないのかどうかということなので、そのあたりはいろんな大きな問題あるのはわかりますから、その中で検討されるのも結構だけれども、やはり基本的なところは押さえておいていただきたいんです。そういうことです。

●委員長（菊池委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今やらせていただいている方法が、法的には問題ないとはいえ適切な方法ではないというふうに考えております。その考えは変わっておりません。一部その土壌分析ですとかはやらせていただいておりますけれども、では、その方策を打ち立てるための十分な調査であるかどうかということは疑問があります。十分ではないというふうに考えております。

そこで、そちらのほうの分析、あるいはデータの収集ということもちょっと考えてはみたんですが、それよりも抜本的な対策、こちらのほうを優先してやらなければ、もう衛生センターそのものの稼働ということもかなり差し迫ってきている。それは1年2年ですぐアウトになるということではなくて、これからもまだまだ下水道の普及率というのは上がっていくはずでありますし、状況は悪くはなっても、よくはなっていないというふうに認識をしておりますので、それについては町全体の計画の立案、これを優先してやりたいと、そのように考えております。

（「結構です」の声あり）

●委員長（菊池委員） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時です。

午前11時59分休憩

- 委員長（菊池委員） 再開いたします。

5 目、ございませんか。

（な し）

- 委員長（菊池委員） なければ進みます。

51ページ、5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、2 目農業振興費、5 目農地費、7 目農業施設費、8 目農業水道費。

2 項林業費、1 目林業総務費。

2 目林業振興費、4 目林業施設費、ございませんか。5 目特用林産振興費。

3 項水産業費、2 目水産振興費。

13番、室崎委員。

- 室崎委員 感染症と産業の関係でお聞きしたときに、厚岸町の役割というのは一口で言うとは後方支援なんだということを課長はおっしゃっていましたね。それで、後方支援としてはこんなことをやっているんだと、そして、こんなことをやっていくんだというようなものは部内ではもうきちんと何か計画なり、あるいは行動指針なり、そういうものはできているんですか。

- 委員長（菊池委員） 産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） ただいまのご質問でありますけれども、確かに私は一般質問のときには後方支援ですというお話をさせていただきました。

確かに、そういった感染症の関係でありますけれども、漁業者を対象とした衛生管理講習会、あるいは水産加工業の関係者を対象とした衛生管理講習会、そういったものも毎年開催をしております。漁業者のほうは昨年から開催をしておりますけれども、以前から水産加工業の関係者を対象にした、そういった衛生管理講習会を開催しているということでございます。

それから、もう1点、部内での協議ということでもありますけれども、漁業協同組合の指導部、そういったところと、そういった衛生管理の関係についての協議もやらせていただいております。

それから、漁業協同組合に関しましては、迅速な情報伝達、あるいは大きな事件というふうに判断されますと、町民の健康被害を及ぼさないような、そういう迅速な対応も必要ということで、そういった連絡体制の迅速化についても協議を重ねてございます。

以上でございます。

- 委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 大体のところは問題点をきちんとつかまえて動いているんじゃないかと思うので、あえて言わせていただくと、保健所でしょうね、国の直接のというのは余り、直接厚岸町に入ってくるということは余りないと思うんです、そういう担当者がね。でも、道のほうは釧路市に保健所があって絶えずやりとりしていると思うんです。

それで、保健所と生産団体である漁業に関しては漁業協同組合と厚岸町との、やはりこういう問題に対しての、協議会を立ち上げろなんていうことまでは言いませんけれども、きちんとした打ち合わせをしてですね、この部署についてはこういう形になるから、おれのほうはここのところをやるから、あなたのほうはここのところをこういうふうにしてくれというようなものを、毎年ぐらいには打ち合わせをきちんとしておいていく必要があるんじゃないかと思うんです。

何かが出たときには、その後は、やっぱり熱いうちにはそういうことになっても、また何年かすると冷めてきますのでね。そういうようなきちんとした町の役割、道の役割、道・国一緒にしてもいいんですが、その役割、そして生産団体の役割というのをきちんと決めて、なおかつその中でどういうふうにするかということが非常に大事だと思いますので、よろしくお願ひしたい。

それと同時にですね、それから、農業に関しては、そのあたりが一般質問でお聞きしたときも相当きちんとしているような感じがするので、一つのモデルがそこにあると思いますからお願いしたいです。

それから、もう一つは、特に漁業関係のほうに、これは農業にだってもちろんあるんですけれども、風評被害の問題がありますよね。非常に不確かな、いいかげんな情報を流されることで現地生産者が迷惑をこうむるということはよくありますよね。そのときもやっぱりきちんとした情報を発信できる体制というものをつくっておく必要と、もう一つは、いいかげんな情報を流した発信元といいますか、そういうものに対しては断固とした抗議ができるだけのものをこっちが持つ必要があるというふうに思いますので、そういうことを含めての体制をきちんとしていただきたいと思います。これは今こうするああするじゃなくて、この後の一定期間の間にきちんとしたものをつくるという、その方向性なんですけどね。そのあたりについていかがなものでしょうか。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 委員おっしゃるとおり、農業部門については、農業協同組合、あるいは家畜保健衛生所が中心となってシステムづくりと、そういったものが完成をしてございます。そういったことをもとに、水産関係につきましても可能な限りそういった迅速な協力体制を構築していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、もう1点の風評被害の関係につきましても、一般質問でもお答えを申し上げましたが、過去にノロウイルスの関係で厚生労働省があたかも二枚貝が原因というふうな決めつけるようなホームページも開いていたと。それに対して、カキの生産団体の北海道組織が合同で、東京まで厚生労働省に申し入れをして、それを改善させたと、そういった事例もございます。

単一の地方団体厚岸町でありますけれども、漁協とそういった連絡体制をとって上部団体に要請をしていくと、そういったシステムづくりにつきまして漁協のほうとも検討をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

- 委員長（菊池委員） よろしいですか  
ほかにございませんか。

（な し）

- 委員長（菊池委員） なければ進みます。  
3目漁港管理費、5目養殖事業費。  
6番、佐齋委員。

- 佐齋委員 3目で。  
若竹町の岸壁の漁船、あるいは土木の、はしけですか、あの係留というんですか、使用料というんですか、岸壁の。あれは今どのような形になっていますか。

- 委員長（菊池委員） 休憩します。

午後1時08分休憩

午後1時09分再開

- 委員長（菊池委員） 再開します。  
産業振興課長。

- 産業振興課長（大崎課長） 今回、補正をいただくのは漁船と漁船以外の部分に分かれていまして、漁港利用料については漁船、大きい船から小さい船まで、岸壁に要は係留している船については漁港利用料という形でいただいております。それから、もう一つ、漁港使用料というのがございまして、これについては、同じ漁港に係留されても、工事の台船とか、あと油のタンカー船とか、そういったもの2つに分かれていまして、それぞれ今回その利用料のほうについての補正と、それから漁船以外のものについての補正を今回いただきまして、それについては、払った利用料の18%が北海道のほうから厚岸町のほうにフィードバックするという内容になっています。それから、今度はタンカー船とか台船、それらについては払った金額の24%が厚岸町のほうにフィードバックされて、それが漁港の管理費のほうに振り向けられるという内容でございます。

- 委員長（菊池委員） 6番、佐齋委員。

●佐齋委員 たしか前にも私聞いたんですけれども、これはあれですね、一応道のほうに支払いをされて、それで、あと今言ったように18%と24%がバックされるということですね。

それと、今あれですか、前は何かわけのわからないような船が長時間係留されていたことがあったんですが、今はそういうことはないんですね。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 現在は、一応持っていった台船の数そのものが減ったんですね。厚岸町の業者さんでやめた業者さんがおられまして、その台船が本州の企業とか道内の企業に買われたということがございまして、数は減ってございます。

●委員長（菊池委員） 6番、佐齋委員。

●佐齋委員 いえ、そうでなくて今現在、前みたく長期的にわけのわからない船があそこに係留されていることはないんですかということです。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） これはきちっと届け出を出していただいて許可のもとに係留をしているということで、不法に長期間放置しているという実態はございません。

●委員長（菊池委員） いいですか。

ほかにございませんか。

5番、中川委員。

●中川委員 今のお隣の6番委員の質問に関連して聞きたいんですけれども、今、岸壁使用料、それから、通称我々言う舢艀の、今あなたが答弁していましたが、舢艀のついている部分ですね、これいつから利用料を取るようになったんでしょうか。まず…、使用料、ごめんなさい。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 何年かはちょっと調べないとわかりませんが、ただ、これは北海道漁港管理条例という条例がございまして、その条例に基づいて徴収をして北海道のほうにお支払いをしているという形になってございます。

●委員長（菊池委員） 5番、中川委員。

●中川委員 あのね、今、大崎課長の先輩課長だったと思うんですけれども、私、漁民か



ら、簡単に言うと漁船が1トン何ぼで利用料を払っていますよね。それで、私もよく聞かれたんですよ。舢船なんかのあれどうなっているのって聞かれたものですから、あなたの先輩の課長にお尋ねしましたら、いや取っていません、こういう話だったんです。そして、その取っていないということはですね、例えば、業者が公共事業で仕事とりますよね。そうしたらその公共事業の中の舢船代というのをそのかわり払わないそうですよね。だから、管理していただくことがあるから、当時の課長の答弁では、使用料は取っていませんと。そのかわり公共事業でその舢船が動いた場合には、舢船代としては払わないんですよという話を私に教えてもらったんです。

ですから、いつから取っているかもしわからなければそれはいいんですけども、そういうことで私も聞かれた漁民なんかには、私、頭かたいものですから、そのまま変わっていないと思ってそう言うてはいたんですけども、今、6番委員の話ですと、漁船も舢船も取って、道のほうに、我々の車両もそうですからそうだと思うんですけども、その辺があれだな、私も頭かたいものですから、一回教えてもらったらそのとおりだなと思ったものですから、もしその辺ですね、これからいろいろ変わることもあると思うんですけども、私、産建委員のほうに所属していますので、そういう関係ありましたらちょっと教えてもらえればなと思うんですよ。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 私、平成15年から今の水産のほうを担当していますけれども、今、中川委員おっしゃられるようなことについては今まではありませんでした。

事業の中に、国営とか北海道の事業でも、経費としてそういった係留経費というのをきちっと見てございます。ですから、事業の中にもそういう経費がちゃんと加わっていますので、私どももきちっと利用料をいただいておりますので、その点ご理解をいただきたいというふうに思います。

●委員長（菊池委員） 5番、中川委員。

●中川委員 その関係はわかったんですけども、先ほども言ったんですけども、部落懇談会で、役員が歩いたときにですね、今、これからの時期は船が、冬期になりますので上架したり何だりしまして岸壁にはそういないと思うんですけども、夏分はいいところに船がついているわけですよね、あなたもわかるように。それで、非常に漁船がつきにくいので、どこか1カ所に固めてくれと。例えば湾月町の第2埠頭の北側の陸のほうにでも、船、舢船なんか固めると。そういう話がありまして、組合長から町のほうにそういうふうに申し上げて、協力願いますからという答弁を漁民にしていたんですけども、そういう関係で、ひとつ、これからはもう終末で、漁船もそうついていませんからあれでしょうけれども、稼働期のときに、公共事業が余り少ない、失礼な話、あれではしけど動いていないと思いますので、組合側のほうからもそういう要請があると思いますので、その節はひとつ業者のほうと協議されてほしいなと思います。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） この件については台船を所有している建設会社さんと一度平成13年8月に協議した例がございますので、そのときには、今おっしゃられた適正な岸壁使用、それから漁船優先ということで、漁船に迷惑かけないような使用方法について、お互いにやりとりした記録もございます。そういった協定というか、そういったものもございますので、台船の使用の際には町に申し入れがあって、漁業協同組合ともその都度調整をしてございますので、今後、使いづらいついとかそういった件が、今おっしゃられた部落懇談会等でそういう声ございましたら、私のほうも漁業協同組合とさらに調整をしていきたいなというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（菊池委員） 5番、中川委員。

●中川委員 今、その話はわかりました。

それから、もう1点なんですけれども、さっきは私、若竹第1ですか、シャワーの話もしましたけれども、あそこに、課長もご存じのように、もう結構時間たっていますけれども、あずまやとか、それから、外来船用のトイレ、それから洗濯場というんでしょうか、あれ課長も所管ですからわかると思うんですけれども、ブロックの建物ありますよね。公衆電話ありますし。

あれがですね、私もちよくちよくあの辺通って歩いているんですけれども、ことし5月の消防団の演習のときに、あの近くでありまして、私もよく見たんですけれども、シャッターなどが結構傷んでいるんですよね、課長も恐らく確認されてわかっていると思うんですけれども。あの建物はブロックですから、そういかれてないんですけれども、シャッターの上のほうだとか、結構確認されたら、見たらわかるんですけれども、外来船がどのぐらい利用されているかも私はつかんでいませんけれども、もし予算がありましたら、そう傷まないうちに、改修というんでしょうか、してもらえないのかなと、こういう考えでおりますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長） 今のお話ですけれども、確かにあの辺は海岸地帯といえますか、傷みも非常に早いということがございます。ほかにもいろいろ施設が傷んできていることは事実であります。

ですから、優先順番をつけて順次補修はしているんですけれども、いま一度ちょっとそういった関係でもう一度、再度検討させていただきたいなというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（菊池委員） よろしいですか。

ほかにございませんか、漁港管理費。

(な し)

- 委員長（菊池委員） なければ進みます。

5日養殖事業費。

61ページ、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費。

6番、佐齋委員。

- 佐齋委員 ここで雇用対策協議会というのがございますね。今年度は何回くらい会議されて、それから、参加したメンバーの団体、それと、どのような話をされたか、その辺ちょっと差し支えなければお聞かせいただきたいと思います。

- 委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

ことしの雇用対策連絡協議会につきましては、去る12月4日に開催をいたしております。これまで年に1回、先般、14番委員さんの一般質問の中でもお答えさせていただいておりますけれども、町の雇用の推進、雇用対策、雇用推進という部分の目的の中、特に高校生、新卒高校生ですね、その若手をいかに地元で、雇用といひましようか、いていただくかという部分に力点を置いたような形での雇用対策協議会ということでございます。

したがいまして、参加する団体でございますけれども、構成団体について申し上げたいと思います。厚岸町のほかに、商工会、漁協、農協、それから建設業協会、それから、北洋、信金の金融機関、それに水産物買受人組合、自動車販売協会の厚岸支部、同じく自動車整備振興会の厚岸支部、そのほか、これに加えてまして潮見水産、それから町の教育委員会の教育機関という構成団体でございます。

ここでは、いわゆる新卒者の就職内定状況であるとか、それから、それぞれの業界におきます現在の雇用環境がどういうふうになっているのかというような部分、そういうような部分を情報交換しながら、現在行っている高校でのインターシップ事業、こういったような部分の紹介等を通じながら、いわゆる雇用する側、それから就職、雇われる側、双方のこういったような部分での希望があるのか、こういったような情報交換をしまして、少しでも雇用の環境をスムーズにいくようにというふうなねらいの中で進めてきている状況のものでございます。そういったような話し合いがされているところです。

- 委員長（菊池委員） 6番、佐齋委員。

- 佐齋委員 きのうも、14番、竹田委員から出たんですが、各団体のトップの方が集まっても、結局、末端まで話が来ないんですよね。例えば、我々商店でも、結局そのときによってパートの入れかえ交換あるんです。結構そういうのも我々も頼まれるんです、商

売上歩くものですから。うちで事務員やめたんだけど、だれか事務でいい人いないですかとあって結構あるんです。

だから、先日も商工会へ行って話したんですけれども、大きい就職、釧路のハローワークで出ますよね。だけど細かいのはないんです。だから、せめて厚岸版のハローワークみたいのをつくっておいて、例えば、商工会なら商工会の窓口でいいんですけれども、そういうのが常時、各企業でも入れかえる場合にはそこへ出すと、そういうところに行く町内の細かいそういう就職のあれがわかると。そういうようなものをつくってはどうかという話をしたんです。そのような考えはどうかですか。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） おっしゃるとおり、町内でそれぞれチラシ等で従業員募集、パート募集というようなチラシが出ておりますけれども、実はそういった情報が私どものほうもチラシが出て初めてわかるというような部分がございまして、先般、商工会の事務方のほうとも話したんですが、今、これから厚岸町としてそういう雇用の部分をやれるとしたときに、あっせん業務だとかそういった部分はもちろん専門の機関がありますからできませんけれども、そういった細かな情報が、いわゆる提供いただいて周知をするという体制がどうなんだろうかというような、実は私自身そういうような部分、考え方といいたいまいしょうか、そういう方向性ができないかというような部分で商工会の事務局のほうとはちょっとお話をさせていただいた部分がございまして。

そういったようなニーズが、いわゆる企業側、事業所側のほうでそういった周知に使ってほしいというニーズがあるというような部分を見きわめながら、少しこれは将来に向かって考えていかなければ、研究しなければならぬというような思いでございまして、先般、商工会の局長ともいろいろお話をさせていただいたという経過がございまして、これにつきましてはもう少し検討といいたいまいしょうか、そういったようなニーズ等も踏まえながら、把握をさせていただきながら考えさせていただきたいなと、このように考えています。

●委員長（菊池委員） 6番、佐齋委員。

●佐齋委員 ぜひともそういう形で進めていただきたいと思います。

それから、次に、町の斡旋している町融資、それから、中小企業の近代化設備資金ですか、これは昨年度の件数がどのくらいあるのか、それで、金額的にどのくらい金額を出されているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

19年度の数字で申し上げさせていただきたいと思います。

まず、小規模商工業者の設備近代化資金の利用状況でございますけれども、件数にし

まして3件、融資の金額にいたしますと776万円という数字でございます。

それから、一方、中小企業の融資制度の活用でございますけれども、これにつきましては、19年度、運転資金で10件、設備投資で3件、総数13件でございます。融資の総額につきましては約4,360万円というような数字になってございます。

●委員長（菊池委員） 6番、佐齋委員。

●佐齋委員 私ちょっと聞いたのは、20年度、今年度のあれですね、近代化資金1件もなかったらしいですね。町融資のほうは14件で。

それと、町融資のほう、これ運転が500万円、設備が1,000万円ということだったですね。それで、何か銀行のほうでは、もしできるのであれば町のほうに運転資金を1,000万円くらいまで枠を広げてくれという話は何かちらっとあったようなこと、それがあったようだ。それと、近代化資金が、聞きますとこれ6月、9月、12月ですか、年3回になっていますね。そうしたら、ちょうど私が知っている方で、ちょうど12月で防災無線であったものですから、その申し込みがちょっとずれたらしいんです。商工会に行ったら、いや、もう締め切ったと。だけど、聞いたら1件もないのに締め切られたと。そうすると来年6月まで待たなければならない。その辺のあれをもう少し融通をきかせてくれないものかなということ、その辺どうですか。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） まず、町融資の運転資金の貸付枠の増額という、これにつきましては、1金融機関のほうからでございますけれども、現行の500万円の融資枠、これですと2つに分けて借りるといような面倒さ、そういったような部分があって、これを1,000万円まですることによって、借りやすいといいましょうか、そういうような部分があるから検討できないかというようなお話をいただきました。先般は、商工会長のほうからも、口頭ではございますけれども、そういったような検討ができないかというようなお話も町のほうに伺ってございます。

その点、今、この融資枠の関係でございますけれども、そうした場合に一体どうなるのかと、今までの傾向等を現在調べながら、いわゆる融資枠を広げたときにどういうふうになるのか、これは金融機関等々の情報等もいろいろ得なければなりませんけれども、そういった部分も含めまして検討をしたいということで、今、その検討を進めるための分析だとか、そういったような資料の作業に取りかかっているという状況でございます。これらについては、さらに検討を加えていきたいなど、このように考えております。

それから、小規模の商工業者設備近代化のほうでございますけれども、おっしゃるとおりに、6月、9月、12月期の3回ということで申請期日を設けまして行っている。これにつきましては、ご案内のように、条例の中で、この貸付に当たっては審査会を設けておりまして、そちらのほうの審査会の中でやっていくという形のもので、そういうような期日を設けてきている。

6番委員さんがおっしゃるように、本年度につきましては1件の申請もございません

でした。いろんな事情の中から、設備投資の状況にないのかなというような思いでもいたわけでございますけれども、そういうどうしても3カ月くらいの期限があるものから、その合間という部分でどうなんだということですが、これはまた今そういう審査会の関係でございますので、随時というような形にも相ならないのかなというふうに思います。

3カ月の期間が長いのか短いのかというご異論はあろうかと思っておりますけれども、そのような審査会等々の対応の部分があるというようなことの中から、そういう年に3回の期限の中で、その間に出たものについて審査しながら融資決定をしていくというような取り組みといたしまししょうか、運用をさせていただいているということでございますので、ご理解いただきたいなと思っておりますし、そういうような状況の中で、これを短くできるかどうかという部分についても、またこれから、いわゆる金融機関での相談という部分がそれぞれ多いかと思っておりますので、そういった方面の情報等も得ながら、今後、これについてもあわせて検討を加えたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（菊池委員） 6番、佐齋委員。

●佐齋委員 いろいろ事情あるけれども、せめてね、3回でなると、3カ月ならば3月と、年4回くらいにすると、ちょうど3カ月で、ちょうどいいんじゃないかと思うんですけども、その辺検討してもらいたいと思っております。

それから、せっかくこういういい制度をつくっても、本当にことしは1件も使われないうのでは、これは何かがあるんだろうと。確かに不況になればなるほど、借りても、これはもらったものでない、返さねばならないですからね。やっぱりせっかくつくったものですから、使いやすいような形、前に私、質問したことあるんですけども、例えば、申し込みのときに、前は電話一本で、商工会から、例えば佐齋商店が申し込みに来たと。職員が役場、税務課へ電話かけて、町道民税を払っていますかと。いや払ってますよと電話一本で用足す。今は、全部書類、住民税、それから保険税、保育料から、ごみ料、使用料、それから公営住宅だとかといろいろなものを回して、回さなければならぬと。だからその辺をもう少し簡素化して、書類がややこしくないような、使いやすいような方法でしたらどうかと話したら、いや、それはというような答弁していただきましたけれども、その辺まだあれですか。考え方は変わりませんか。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 利用促進という意味の中では、こういった制度があるよと。今受け付けしていますよという周知、これは大事かなというふうに思っていますので、まず、借りる借りないは別にしましてですね。我々のほうでは、そういった部分を心がけた上で、広報であるとか、あるいは防災無線を活用しての周知という形で進めてきておりますし、これは継続させていただきたいなというふうに思います。

それから、いわゆる申請に当たっての書類の関係、これは条例の中にも、いろいろ税

を初めとする町に納めなければならない部分について完納しているかという部分が条件でございまして、これを確認する必要があるというようなことからそれぞれの情報を得なければならないということなのですが、ご案内のように、今、個人情報の関係でございまして、税情報であるとか収納情報であるとか、我々役場の中の担当の中でも簡単に情報を得るということはできないことになってございます。これはやはり本人が、そういうために使うんだから見ていいですよというものは、やっぱりどうしてももらわなければならない。

そういう形の中で書類を出していただいているということでございまして、その書類の申請そのものも私どもの窓口で1本出していただければ、それは私どものほうの窓口のほうからそれぞれの各分野に照会をかけて情報を得るという形になってございます。余りそういう書類的な手続の面倒さというような部分をかけるという気持ちは私どもも持っておりませんが、やはり必要最小限の書類の提出、申請関係は求めざるを得ないということになっておりますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（菊池委員） 6番、佐齋委員。

●佐齋委員 いや、前の課長の答弁とはちょっと違ったものですから。前のときは、個人のプライバシーあるし、何とか書類を回さなければだめだと。今、課長が言うには、その本人の承諾を得れば、それを出していただければ細かいことはしなくていいですよというような答弁でしたから、ぜひそういう形でしていただければ大変ありがたいんじゃないかなということで、それはぜひこれからそういう形をお願いしたいなというふうに、商工会等々期待しながらお願いしたいなと思っております。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 先ほど言いました情報を得るという部分につきましては、それぞれ申請の中に、この情報、この情報、収集してもいいです、見てもらってもいいですよというような、いわゆる承諾ですね。それが前提になっているわけなんです。それがなければ、それぞれもらえない。ただ、個別の窓口に行ってそれぞれもらってくださいということではなくて、その一括した窓口は私どものほうで行っているということでございますので、それはそういう形で継続させていただきたいというふうに思います。

●委員長（菊池委員） 6番さん、いいですか。

1番、音喜多委員。

●音喜多委員 きのうの私の一般質問の続きで、ちょっと漏れていたところがございましたのでお尋ねしたいと思っておりますが、水産高校の跡地に新設翔洋高校をつくるというか設置するということで、その対策の中で、商工会も町内の業界ともどもなって道に対しての要望事項をまとめた経緯があるんですが、それは商工会の窓口としてのまちづくりで

は把握されていますか。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

午後 1 時40分休憩

午後 1 時42分再開

●委員長（菊池委員） 再開します。  
教育長。

●教育長（富澤教育長） ただいまのご質問ですけれども、平成19年7月上旬だったと思います。商工会、漁協、農協、女性団体、PTAという中で要望を出されたということです。

ただ、この中で直接この要望事項について町としてどうこうしたことではなくて、これを道に出したいということでいらっしゃいましたので見させていただいて、実は若干町が要望したことと相反するような、ちょっとずれるような部分もあったものですから、その点については、意見が食い違うような要望は差し控えてほしいという中でお話をさせていただきました。

●委員長（菊池委員） 1 番、音喜多委員。

●音喜多委員 ということは一応出したと、道に対して商工会は出したということになるわけですね。

●委員長（菊池委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） その出された経緯、経過については町は直接掌握していませんけれども、出しに行かれたことについては承知しております。

●委員長（菊池委員） 1 番、音喜多委員。

●音喜多委員 商工会はそのことをご存じですか。いや、商工会でなくて、商工会を担当するまちづくりとしては、そのことは重々承知していたわけですか。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） そういう動きにあって、教育委員会のほうとの調整の中でそういう部分を進めるという部分につきましては、私ども、庁内での連絡、いわゆる合議というような形の中で掌握はしております。



●委員長（菊池委員） 1 番、音喜多委員。

●音喜多委員 ということは、町もそのことは承知していたということでいいわけですね。

私、それを見たときに、なかなかそういう産業団体、商工会を中心とする町内業者、あるいは産業団体等、厚岸町挙げてという、きのうの質問の中にもあったように、非常に心強いというのか、応援団というか、そういう意味では業界も後押しをしてくれる、反面、自分たちの経済効果というか、そういったこともねらっているなというふうに思っていたんです。

その後、結果として、町に対する、学校関係についての教育委員会の管轄としては昨日聞きました。しかし、町挙げてというか、他の商工会を含めてのこの町内のそういう動きに対しての窓口となるまちづくりとしては、その動きに対してどの程度受けてというか、察知して、どのような効果があるという、効果というか、その要望に対しての道側の動きに対してどのように把握されておりますでしょうか。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

2つの高校が廃校されるという極めて異常事態の中で、厚岸町の高等教育をどう守っていくかということは、町政上からも、もちろん厚岸町としても重要な課題であります。町挙げてこの問題に取り組むべき大きな課題と認識をいたしております。

そういう中で、商工会並びに各種団体含めて、厚岸町としてそれぞれさきの議会において答弁をいたしておりますが、提案事項をもちながら北海道教育委員会並びに北海道知事あてに強く要請をいたしたところであります。

その中で、さらに厚岸町商工会としても、地域経済においての影響が極めて大きいという中で独自に行動をいたしたいということで、趣旨については同様であります。そういうことを含めて、あえて私どもといたしましても、あらゆる機会においてこの要望実現のために行動すべきであるということで理解を示しているところであります。

●委員長（菊池委員） 1 番、音喜多委員。

●音喜多委員 それで、今、町長の言われた気持ちは重々わかりますし、私もそういう町を挙げての対応だなというふうに理解しておりました。

ただ、学校というか、町としてやる部分、町の中の執行部分、教育委員会を含めてやる部分と、いわゆる町が、庁舎外というか、産業団体がやる部分はまた別な組織の中の、目標は同じなんだろうけれども、向かっていく方向性というか、それは同じなんだろうけれども、それぞれ軸足が違うかなと。そういう点では、商工会を中心とする産業団体の、道に対してそういう要望をしているわけですから、その成果というものはどのようなものになっているのか。ましてや、昨日の話の続きじゃありませんが、どれだけの応援としてというか、力として町挙げてのウエートになるものかということからして

お尋ねしている次第です。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

中身につきましては、先ほど教育長からお話ございましたとおり、厚岸町と同様の内容の中での要望をいたしているわけございまして、商工会の行動についても、今日、新しく新設校となったという現実を考えますと、それなりの成果があったというふうにとらえております。

●委員長（菊池委員） 1番、音喜多委員。

●音喜多委員 そうすると、並行してですけれども、昨日お話ししていただいた成果というか、そのことはイコールであると、町側の教育委員会というか、厚岸町の団体がつくって要請した部分と、それから、商工会がそういう独自に立ち上げた部分とは、目標に向かっては同じ成果というか、それぞれ別に動いてはいるけれども、今のところはきのうの報告どおりだというふうに理解していいですか。

●委員長（菊池委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 中身として言いますと、細々、普通科としてこういう設備が欲しいですとか、いろいろなところ要望が出ております。ただ、ご存じのように、道は道としてこの2つの学科のある学校をつくるに当たって、当然、自分たちの必要な部分として設備の充実については開校に支障のないような形で準備を進めておりますし、昨日言ったような形で、要望としては、プール等も古くなってきていますから、新しいプールをつくってほしいというふうな要望はしておりますけれども、現状の中で、今、道としてプールをつくり直せるような状況ではないというふうなものも含めて考えると、成果としては、着々と直すところは直していっているという意味では同じですし、これから、部活に必要な、例えばテニスコートなり、例えばサッカーを一部として、サッカー場は無理にしても練習場として使えるような場所がないかというような、そういうふうないろいろな細々の要望については、私は町が要望したものと変わらないものであるし、その中で道は必要な部分については一生懸命頑張ってくれているというふうな認識でいます。

●委員長（菊池委員） いいですか。

ほかにございませんか。

10番、谷口委員。

●谷口委員 金融危機の問題は非常に深刻な状況にあるのではないのかなというふうに思いますが、きょうも私、一部聞いたんですが、政府が第1次補正を行って、そ

それは10月の話ですね。ところが、それ以降の金融危機、あるいは産業、経済における危機的な状況が一気に広まっているのはそれ以降ではないのかなというふうに思うんです。

そういう中で、年末に向かって中小・零細業者の環境が大変厳しくなっているというようなことで、私は今回の補正予算の中にもそういうものが含まれているのかなというふうにきのうお伺いをいたしましたら、厚岸町の今回の補正予算にはそれは入っていませんというお話ですよ。

それで、実際、厚岸町の場合は大企業の下請だとかそういうのはほとんどないわけですが、大都市やそういう大企業の城下町的なところでは非常に今大変な状況に陥って、金融の貸しはがしだとか貸し渋りだとか、あるいは信用保証協会の保証を得ることができないだとか、そういうことが結構このごろ報道されているわけですが、厚岸町内ではそういう状況は現在はどうなんでしょうか、その辺。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 厚岸町の部分でございますけれども、総じて言いますならば、先般も厚岸町の雇用対策協議会の中で各業界から話も出ていたという部分で、厳しい中にはあると。総体的にはそういうふうにとらえてございます。ただ、それがいわゆるすぐ傾いてしまう状況にあるかどうかという部分でございますけれども、そういった情報はまだ私どものほうには、そういう深刻な状況というような部分は届いていないという現状にあります。

ただ、国におきましては、融資、これらについての金融機関での貸し渋りという部分を解消するために、緊急の要するに支援策といたしまして、いわゆる保証の関係も金融機関、保証協会の8：2での責任保証から、信用保証協会すべて10を見るというような制度、これはいわゆる企業活動における悪化しているという状況の一つのルールがあるわけでございます。一つの基準に当てはめたルールの中で、そういった制度にいくという形なんです、そういった部分での、いわゆる悪化しているという見方の緩和、要するに、少しでも悪化していればそちらのほうの制度に乗せるというような形、そういう部分での施策が進められてきてございます。

こういった中では、私どものほうにそういった業績をもって町が証明して、それを信用保証協会、金融機関のほうとの話し合いをするという形でございますけれども、これらにつきましては、今、制度が始まってから既に6件来ていまして、きょう2件ほど来ていましたので、8件ほどそういう申請がされてきているという形の中でそういった証明活動が行われている、そういうような状況にあるということでございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、現在そういう方向で進んでいくことによって、融資は何とかなるのではないのかなというふうに理解をしいということですか。

それと、もう一つ、貸しはがしみたいなのは現在起こってはいないんですか。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 今申しましたように、そういうような制度といいましょうか、今取り組んでいる緊急中小企業の安定、企業安定のための制度というのはいかなるような形で進んできておりますし、そういった活用もされてきているということから見ますと、その制度はある程度有効に機能して、金融機関のほうとの融資関係に当たられているというふうに思っております。

ただ、すべてがいわゆる順当な融資を受けられているのかという部分でございませけれども、これは情報としては非常に少ない情報なんですけれども、厳しい部分もあるのかなというふうには思っております。ただ、私ども、こういった証明であるとか、こういった融資の関係の窓口を受けながら、金融機関のほうには少しでも順当な融資をできるようにというようお願いは都度しながら進んできているという状況にはあります。

（「貸しはがしはないの」の声あり）

●委員長（菊池委員） 課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） そういうような具体的な情報は聞いておりません。把握してございません。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 やはり心配される状況はあります。今の課長の説明からいっても、あるというふうに私たちは理解をせざるを得ないのではないのかなというふうに思うんです。ですから、そういう状況に対してどう対応するのかということになると、それにはやはり融資をする側、受ける側、それぞれありますけれども、どちらにもやっぱりきちんとしたアンテナを張っていく必要があるのではないのかなというふうに思うんですよね。実際、ちょっとしたためらい、あるいは手を打つのがおくれたということで、救えるものも救えなくなってしまうというようなことになっては困ると思うんですが、その辺についてもう一度お願いいたします。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） この年末を迎えまして、やはりそういう、いわゆる資金繰り、こういったような部分からの課題と。こういう事情でございませから、実は厚岸町の商工会のほうにも緊急相談窓口というものを設定してございます。そちらのほうでも現在までに11月で7件、12月に入りましてから1件ほどの相談が来ている。それらの中で、いろいろなこういう保証制度のいわゆる改革だとか、こういったような制度の部分で、相談を受けながら、そういった方向性の部分でサポート、アドバイスを行ってきているという状況でございませ。

そういったような部分、私どものほうにも来ましたら、そういうようなものはもちろん、こういう制度がありますからというようなことで周知をいたしておりますし、そういった部分での相談の窓口といたしましうか、そういった部分では商工会自体でもそういうような緊急窓口というような形の中で業界のほうに周知をいたしておりますし、私どものほうも、そういったような制度を通じまして、照会ありましたときには親身になりましてそういう情報の提供、そういったようなサポートに当たっているという状況でございます。

ただ、そういう私どもが受けている段階では、まだそこまでの深刻な状況というような部分は把握できずといたしましうか、そういうような事例はないというふうな状況でございます。

(「いいです。わかりました」の声あり)

●委員長（菊池委員） いいですか。

ほかございませんか。

(なし)

●委員長（菊池委員） なければ進みます。

4目観光振興費、5目観光施設費。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、2目道路新設改良費。

3項河川費、1目河川総務費、ございませんか。

67ページ、4項都市計画費、3目下水道費。

6項住宅費、2目住宅管理費、3目住宅建設費。

69ページ、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 今、救急患者のたらい回し、それが結構問題になっているんですけども、例えば、厚岸町でどうしても町立病院で対応するのがこれ以上は無理だというようなことから、釧路市のほうに搬送して、すべてが今まで受け入れをしていただいているんでしょうか。その辺はどうなんでしょう。

●委員長（菊池委員） 病院事務長。

●病院事務長（齊藤事務長） 救急につきましては、東部消防組合、厚岸浜中地区の患者を町立病院で、夜間救急についてはうちで受け入れるシステム、夜間もしくは土日、祝日については受ける形になっております。しかしながら、救急患者がふくそう、複数入ってきた場合、先般もあったわけでございますけれども、重症の患者が1名入ってまいりました。そういう段階においては、その1名の処置に、要するに医師としては1名しかおりません。そういう立場の中で、釧路の病院に直接搬送、もしくは医師の指示のも

とに、上尾幌、尾幌でもし事故があった場合については、うちの病院に入ることなく、医師の指示のもと、消防隊との協議の中で真っすぐ釧路の病院に行く連携は今までも行っております。

ですから、よく誤解を受けるんですけれども、町立病院ですべてを診ていただけなかったということなんですけれども、先般の例として1例ありましたけれども、大きな手を切断するような事故があって、その救急に医師が1人とられていた。もう1人の患者が入ってきた場合、指示としては釧路の病院ですね、救急隊と医師とのやりとりの中であったことなんですけれども、真っすぐ行くこともあり得るということで、たらい回しということではなくて連携はしているというふうに我々は認識をしております。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 町立病院はそういう対応をされていると思うんですけれども、今問題になっているのは、結果的には、その受け入れ可能な病院が大都市に集中していますよね。そうすると、それが結果的に、町立病院の医師の指示のもと、あるいは、例えばお産だとかそういうのはどうなのか、厚岸町で実際あったかどうかわかりません、救急車で行ったのがあるかどうかというのはわからないんですけれども、そういう場合の救急搬送で、例えば、釧路市に行ってからたらい回しに遭ったというような実態だとか、そういうのは現在まではないのでしょうか。

●委員長（菊池委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） うちの救急担当の医師が釧路の病院に対応する場合、基本的に、この病院が適当だということで、救急指定はあるんですけれども、症状によっては違う病院に搬送するということがあります。

ただ、うちのドクターが釧路市内の病院に対して救急搬送をお願いした場合、受け入れられない事例もあります。受け入れられないという、釧路市内の拠点病院が受け入れられないという事例は何例もあります。ただ、そのときには、その病院が対応できないということでありまして、当日の救急指定病院ではないんですけれども、違う病病・病診連携、我々としては、市立病院、日赤病院、労災病院、整形関係については東北北海道病院、それとあと孝仁会の新しい病院の頭の関係の部分の、大きく言うところの病院とリンク、連携をしております。そんな意味で、うちの担当医師がそこに次から次をお願いをするということは、いわゆる救急搬送の場合頻繁に起きていることは事実としてあります。

ですから、厚岸町の方々については町立病院にまず入っていただくと、次の病院につながることは連携としてはきちとなされているというふうに思っております。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、そういうことで受け入れの可能な体制を町立病院ではとられて

いる。ですから、結果的に救急車が釧路市まで行ってから入るところがなく、そこでうろろろするということは大体ないというふうに今まではできていたというふうに理解していいんですよ。

それで、今、今度は釧路医師会病院も経営の問題で大変な状況になっていると思うんですけども、今後あの病院がどういうふうな形態をとるのかということと、今、産婦人科の問題で言えば、日赤と市立病院ですか、この2つしかないというような状況から非常にいろんな面で心配な点がたくさんあるんですけども、これらについては、今後、もうこれは全国的な問題ですよ、その救急患者のたらい回しというのは。ですから、これについて釧路圏というか、根室市も含まれるんでしょうけれども、それを含めてどういう対策を今とっているのか、その辺について説明をいただきたいと思います。

●委員長（菊池委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 広域連携の中の検討会議、私もそれには出席をしているんですけども、救急も含めて、病院の病病・病診連携をどうするかという検討会議があります。しかしながら、各病院の中でのモチベーション、力というのは限度がありますから、どうしても、釧路圏は今までは恵まれていたほうだったと思うんです、ほかの地区から比べると。ということは、大きな3つの拠点病院があった、プラス医師会病院があったということなんです。夜間救急も含めて受けてきた。

それが1つつぶれたわけですから、実は来週なんですけれども、そこの代表者の院長先生と事務の責任者が私どもに、閉鎖しますよという内容の引き受けの関係のことで来るというふうに連絡を受けていますけれども、我々としては実は非常に困ったなという状況になるのかなと。そういう町内で使っている病院、うちの病院とは直接関係はないんですけども、真っすぐ行かれています方については、その後どうするのかなということは非常に心配をしているところです。その患者というのは、どちらかという循環器系の患者、あそこは循環器が強いわけですから、心臓疾患等々の患者さんであろうというふうに思っています。それがうちの病院で受け入れられるかということは、逆に非常に心配をしているところであります。

それと、もう一つは、うちの病院も医師が固定医含めて多いわけではございません。現実的に、新聞報道にもありますとおり、隣の浜中町の救急医療を受けてはいます、今のところ。これが医師がやっぱりかなり疲弊をしております。大変な思いをして受けております。先般も医局会議等をやったわけでございますけれども、今後、町内の、町民というんですか、患者さんについては、町立病院ですからそういう使命は持ってやっていかなければいけないんですけども、実は隣町まで含めて、うちの医師が忙しい思いをして、土日も含めて、夜間を含めて多くの患者を受けているんですけども、そこまでやっていけるのかという議論は今されております。

ですから、そういう自分たちの医療を、本当は病院ですから、厚岸郡の病院ですから、隣は診療所しかございませんので、そういう状況にあるんですけども、ただ、我々としても、ドクターの状況、いわゆる医療技術者の状況をしていくと、ぎりぎりと言うんですか、今のスタッフであるとぎりぎりです。1人でも欠けていくと、これは逆に言う

と浜中町に、厚岸町に通っている方々を含めて、救急も含めて、浜中町は浜中町で見て下さいという議論を今やっぱりしていかなければならないときに来ているのかなというのが現状です。それは我々も釧路市に送るときもそうです。厚岸町の患者さんについては厚岸町である一時とめて、2次救急含めてつないでいくわけですけれども、そういうことの使命、そのまちの医療機関として持っている立場を守りながら、今、現実的には隣の町までできるという状況になっていなくなってきたというものが、今まではやってきました、来年度以降の保証はありません。そういう状況です。

(発言する者あり)

- 病院事務長（齊藤事務長） 産婦人科の関係について、当院は昔、産婦人科がありましたけれども、その関係について、うちのほうにこういうことで一回入ってくるという例は今まで、私4年ほどやっていましたけれども、1例もございません。真っすぐ、消防隊のほうで、既にかかりつけ医というか、釧路市にかかりつけ医を持って町内の人はいらっしゃると思うんですけども、そういう意味では、うちを経由してということは私の中ではちょっと押さえておりません。消防隊としては押さえておりますけれども、真っすぐ行っている。ドクターが乗ってどうのこうのという例は、この4年間の中ではなかったというふうに思っています。

以上です。

- 委員長（菊池委員） 保健介護課長。

- 保健介護課長（久保課長） 産科の部分で圏域としての対応、現実の状況も含めてというお話でございます。

私も、先ほど齊藤事務長のほうからお話のありました検討会議に行政の立場で参加をしているわけでございます。それで、委員おっしゃられますように、今、産婦人科が日赤と市立に集約をされた。これは、とりもなおさずその背景には産科・婦人科の対応できるドクターが不足をしている。これを圏域として有効に受け入れる体制をつくりたいということでの集約だったはずでございます。

ところが、集約した結果、時間がたてば産科・婦人科のドクターがそこに全部集まるという体制では必ずしもなかった。結果的に、ぼろぼろやめていくという現象が出てくる。これは産科・婦人科に限らず、今、北海道は、例えば小さな自治体の病院の役割、圏域として2次医療圏を受け入れる医療機関をどうつくっていくのよと、それぞれの役割について検討しようというようなスローガンを掲げて、我々そこに参加をしております。

そうしますと、例えば、今、町立病院の事務長のほうから話ありましたが、浜中町は浜中町の診療所としての役割、それから、1次救急の立場でいきますと、厚岸病院の町立病院が救急体制を今とっておりますが、これはドクターの数が何人いれば維持できるのよという問題も出てまいります。それで、1次救急で当然対応できない、今も現実もそうでございますから、これを2次救急で釧路市にある医療機関で受けてほしいという



流れになってきます。

そういう仕組みをつくっていった場合に、では、釧路市にある、公立は市立病院ということになるんですが、民間、それから、政府系の労災病院だとか含めて、今の2次救急の体制を維持できるかどうかという話に最終的になってまいります。そこに医師会病院の問題が出てまいりました。そういう意味では、個別の医療機関で今の医療水準を守っていくということ自体が、もっと大きな力の中で維持できないという現象がどんどん出てきているだろうというふうに私は思っておりますし、参加しているメンバーも大体そこで一致できる。

例えば、市立病院に厚岸の町立病院で受ける1次救急の分を2次救急として専門に受けていただけるのか、それは厚岸だけではなくて近隣の標茶でありますとか弟子屈でありますとか、ほかの自治体も同じ思いを持っております。そこで出てくるのが、では、市立病院は、いやいやどうぞ来てくださいという体制にはありません。となりますと、そこは途切れてしまいます。そういう意味で、非常に大きな課題でありますけれども、ドクターばかりではなくて、コ・メディカルの確保も含めて、これは広域医療圏としてどうしていくのよという問題がありますし、その解決策というのは、多くは都道府県レベルではなくて、もっと大きな組織の中で調整をしていかないとまくいかない。

ドクターの不足の問題、昨今、大学の入学の枠をふやすとかという動きが出てきていますが、では、地域に出てきて活動できるというのはやっぱり10年かかるだろうというような話でございますので、今すぐ解決できる問題ではない。だから、医療の体制が不十分だという部分については、まだまだ時間のかかる問題になってくるだろうなという心配をしているところでございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 だんだん聞いていると背筋が寒くなってくるなというようなことなんですけれども、そういうことを考えると、その自治体のことはその自治体でと浜中町を突き放すような考えというのはどうなのかなというふうに私は思うんですけれども、やはり医療圏全体としてどう地域の住民の命を守っていくかということが大事だと思うんです。その辺について、町長、今後の取り組みの意気込みについて、ちょっとお伺いしたいんですが。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

地域医療、大変ないろいろな課題、先ほど来から保健介護課長、また、町立の事務長から説明あったとおりです。そういう中で厚岸町立病院が、町民の、また患者の信頼を得ながら全道的な厳しい中でも地域医療としての使命と役割を果たしていると。私は大変開設者としてもうれしく思っているわけであります。

何といいましても、やはり病院側と患者側の信頼関係が一番大事でございます。そういう中で、信頼を受けた町立病院であり、患者数もふえております。しかしながら、医

師と患者数との関係、大変、今日、懸案事項として考えていかなければならない点が出てきております。

そういう点に対しての浜中町とのあり方をどうするのか等々を検討しませんと、患者等の問題、それと、救急で来た患者との時間的な関係等々いろいろあるわけでありまして。そういう点、これからの大きな課題、また、よりよい信頼関係を結ぶ町立病院としての役割を検討していかなければならない時期に来ているであろう、そのように考えております。

いずれにいたしましても、佐々木院長を中心として、厚岸の地域医療として大きく責任を感じながら、信頼を受けていることを私としてはうれしく思いますし、また、行政側、議会側にもいろいろなご支援、ご協力をいただきたいと、かように考えます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 町長の意見については私も了承するんですが、もう一つやっぱり、今、救急の問題でやっているものですから、広域的な、我が町民が、ここですべてが解決すればいいんですけども、そうはいかない患者もやはり多数いるということになると、都市にある医療機関が大変な状況になっているということも、やっぱり我々も視野に入れて考えていかなければならないのではないのかなというふうに思うんです。そういう点での、やはり今、さっき言いましたけれども、釧路医師会病院が今後どうなるのかも含めて、やっぱり釧路市といいますか、あの近辺の医療崩壊みたいのが起きては、やはり私はそれも困ると思うんです。その辺についてもどうなのかなということも併せてご答弁をいただきたいということなんです。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） ちょっと答弁漏れがございました。

救急医療の関係につきましても、新年度に、今言いましたとおり釧路圏の病院状態が大変厳しい状況、釧路医師会を含めてですね、あるものですから、新年度に向けて厚岸町立病院としてどういう体制をとるべきか、これをまとめていかなければならないと思っています。もちろん、病病連携、病診連携、言葉で言うことはたやすいわけですが、現実には大変難しい大きな課題を背負っております。そういう面を含めて、新年度に向けて今検討に入っているということですので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 消火栓と防火水槽の話なんですけど、現在、消火栓が143基、それから防火水槽、これが79基町内にあるんですね。これについては、今後、年次をもってふやしていくとか、そういうような計画がありますか。また、町民要望というのはどういうふうになっていますか。

●委員長（菊池委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答えを申し上げたいと存じます。

消火栓、それから防火水槽につきましては、数的な算定につきましては釧路東部消防組合、厚岸消防署におきまして具体的に算定を行っているところでございます。その結果でございますけれども、現在お聞きしていますところでは、市街地については国の算定基準があるというようなことで、基準数で217という数字があるそうでございます。それから、基準以外の任意数という部分、これはいわゆる市街地以外の郡部地域のところだそうでございますけれども、ここが18カ所というようなことで、合計で、目標としております必要な数量につきましては、消火栓、防火水槽合わせまして235というふうに現在計画を持っているというふうに伺っております。

したがいまして、先ほど委員さん申されました数から引き算をいたしますと、あと13ですか、これが今後設置していかなければならない数字というふうに承知をしております。

なお、消防署では、これ以外にも老朽化が著しい消火栓も出てきていると。たしか24カ所ぐらい心配なんだというお話も伺っております。これら新設と更新と合わせまして、年次計画をもって将来10年の中で2基ないしは3基を計画的にやっていく、そういうような計画を厚岸町の総合計画に位置づけるという方式で消防署と総合計画担当とが具体的に詰めて具体化を図っていくと、そういうような流れで進もうとしているところでございます。

それから、2点目の地域要望でございますけれども、この部分につきましては、私どもの広報広聴活動の中で地域自治会から具体的な要望が寄せられるところでございます。この要望につきまして厚岸消防署へお伝えをし、具体的にどのように計画に織り込んでいくのかということにつきまして検討をいただくというような流れで対応をさせていただいているところでございます。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 今、私の聞き間違いかもしれないんだけど、向こう10年間で2基ないし3基をつけるというのが年次計画だというふうに聞こえたんだけど、そういうことですか。

●委員長（菊池委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） 失礼をいたしました。単年度に2基ないし3基ということで割り振りをしまして、総体的に13プラス24をどう当てはめるのか、そういうようなことで検討しているというふうにお聞きをしております。

大変申しわけございません。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 いや、ちょっとびっくりしたものですからね。

それで、その計画というのは公表されるんですか。私のところに入ってくる話では、隣の地区がついたのにうちのほうには来ないとか、そんな式の話になってしまうんです。いや、例えば、ことしはだめでも来年はここに1基来るよということになれば話は大幅変わると思うんですね。今言ったような毎年2基ないし3基をこれから10年にわたってつけていくんだと、一遍にあそこもここもつけてくれなかったってできるわけではないのは皆わかっているわけですがけれども、そういう年次計画というものは公表されているんですか。

●委員長（菊池委員） 総務課長。

●総務課長（豊原課長） お答え申し上げます。

公表の関係でございますけれども、3カ年計画でそれぞれローリングをさせていただいております。そこで合意に達して計画書に載った部分、これにつきましてはそれぞれ公表という形になってございます。

なお、まち懇等でこの関係につきます地元の要望につきましての質問、お答えというようなやりとりもあるわけでございますけれども、このやりとりにつきましては、総合計画に登載された内容をもってお答えを申し上げるといような状況でございます。

（「結構です」の声あり）

●委員長（菊池委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（なし）

●委員長（菊池委員） なければ進みます。

2目災害対策費、ございませんか。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費。

13番、室崎委員。

●室崎委員 多少目から広がりますけれども勘弁してください。

前にも私申し上げたんですけども、今またどこかの知事さんが非常に強く打ち上げて耳目を集めているんですけども、携帯電話の問題です。

これが学校裏サイトなんていうようなものがあって、強烈ないじめの道具に使われたり、あるいは、携帯電話そのものが悪いんじゃないくて、携帯電話を使ってのいろいろなものだと思うんですけども、これがそれに防御装置の能力がない子供たちが巻き込まれることによって、非常に犯罪に巻き込まれたりするような状況が随分と出てきているというようなものがあるんですね。

そういうような、ブログと言うんですか、プロフと言うのか、それから、ホームペー

ジとかいろいろなものがあるようですが、私も具体的には余り詳しくないんですが、そういうものに対する問題があるので、子供たちには携帯電話をある年齢までは持たせないとか、あるいは少なくとも学校には持ってこさせないとか、いろいろなことを始めているところもあるようです。

今回、非常に強烈的な形で知事が打ち上げたものだから、そこに耳目が集まっているようですけれども、既にそういうことを行っているところもあるそうですが、これ、厚岸町ではこのような問題についてどのように認識し、どのように対処していますか。

●委員長（菊池委員） 指導室長。

●指導室長（辻川室長） ただいまのご質問ですが、非常に携帯電話を通しての犯罪が全国的に広がっているということで、まず、携帯電話の所有率の関係なんですが、19年度のデータで申し上げますと、小学校においては6.8%、それから中学校におきましては50.8%ということになっております。今年度についてはまだ詳細の調査はいたしておりませんが、同程度、あるいは若干増加している傾向にあるだろうというふうに考えております。

それから、町内の学校におきまして、携帯電話の使い方も含めた情報モラルの関係の教室等の開催におきましては、小学校で3校、それから中学校においては5校実施ということで、今後実施していく学校も1校あるということでございます。

それから、先日ですが、親向けに、子供をネット犯罪から守るための講座ということで第1回目を開催いたしました。参加人数は少なかつたんですけれども、保護者、親向け、大人向けに対しても啓蒙しながら、子供だけの問題ではなくて、大人も含めて真剣に考えなければならないというふうに考えております。

今現在、厚岸町内でこれに巻き込まれたというような事件等については発生しておりませんが、発生しなければ大丈夫ということではなくて、いつでも、どこでも起きるという考えでおりますので、今後も学校と連携しながら防犯に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 全国の統計、内閣府が出しているんですが、携帯電話、ケータイと言うんですね、持っている子供が、小学生では31%、中学生で58%、高校生では96%が携帯を使っているという統計が出ています。それから見ると、少なくとも19年現在では厚岸町の場合には小学校は大分少ないし、中学校でも少し少ないのかなと。高校になったらどうなりますかね。それで、ほぼ全員に近いということですよ、96%というんだから。持っていないのはよほどの変わり者だということになるんでしょうね。

それで、この問題、今まさに答弁でおっしゃったように、子供の問題ではないというふうにおっしゃったが、そのとおりだと思うんです。これ、まず親の問題です。それから教師の問題です。そこが実態をどの程度きちんとつかんでいるかによって大分変わっ

てくるんじゃないかと、そういうふうに思うんです。それで、親御さんに関しては今言ったようなことをなさっているというんですが、厚岸町で小・中学校で子供を教えている教師が、この実態というのをみんなきちんとつかんでいると言えますか。

●委員長（菊池委員） 指導室長。

●指導室長（辻川室長） 教員全体に対して詳しい調査はしておりませんが、各学校の調査によりますと、教員のほうで携帯についてのいろいろな問題について実態等把握して最新の情報を入手して指導しているというところでは、小学校5校、中学校4校ということで、それ以外の中学校につきましては、今のところ携帯電話そのものを子供たちが使っていないという状況もあって、今申しましたように、小学校5校、それから中学校4校については、携帯の使い方、あるいはそういう学校裏サイトの関係、それから、ブログの関係について情報を入手して指導しているというふうな回答を得ています。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●室崎委員 具体的に一部の先生とちょっと話したことがあるんだけど、自分はコンピューターだとかそういうものは余り詳しくないものだからというようなことをぽつと言う人がいるんです。それから、意識の問題もあるんですけど、例えば情報館でフィルタリングをかけていますよね。そうすると、非常に邪魔になるので外してくれという話が情報館に入っているという話も聞いているんです。それは意識において相当にずれがあるんじゃないかという方も現にいると思います。みんながみんなとはもちろん言いませんよ。

それで、どんなことが行われているのかということが、このいわゆる携帯サイト・ココロブとか、それから、有名なものでは全国ウェブカウンセリング協会とかいろいろあるわけですね。そういうところでは実際と同じようなものを見せてくれるんです。そして、例えば占いをやるから、無料であなたには占いをしてあげるからというようなことを言って個人情報全部とってしまうとか、いろいろなものがあるようです。今の振り込め詐欺一つ見たって、こっちが考えられないような知恵を働かせてやってきますからね。

そういうような、現実にどんなことが、いわゆる携帯の闇の中で行われているかということの勉強というか、そういうものをきちんと見ていただきたい。そうでなければ、単に携帯を通してこんな犯罪が行われていたり、犯罪に巻き込まれた例があります、いじめの例がありますといっても、具体的にどんなボタンを押してどんなことをやればどうなるのかというのが全くわからない、私もその一人なんだけれども、のでは説得力ないわけですね。まず、そこから始めていただきたいんです。

それで、これ親御さんみんなにすぐやってくれたって無理ですから、まず学校の先生がそのところをですね、モデル校だけではなくて、全員がそういうものをきちんとわかるような、そういう状況をつくっていただきたいということなんですが、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 実は、先日、地区のPTAの研修会で、町内の高校の先生を講師にして、携帯の実情というか、こういうものですよという講習会を開いていただきました。私も、ちょっとおくれたんですが、ほとんど聞かせていただきました。聞いているだけで不愉快になりそうな、非常に嫌らしい世界だなというふうに思います。

ただ、委員おっしゃったとおり、大人の知らない世界がそこに存在していますし、実際に、私思うんですけども、どういうふうな言い方をしても、やはり営業ベースで携帯会社が暗に許しているということには変わりがないと私は思うんですよ。ですから、フィルタリングの問題についても、こう言っては何ですけども、会社側の言う講習会を開いているのではお手伝いになる可能性もあると。ですから、はっきりやはり警察なり何なりの指導、あるいは詳しい教員の人の指導のもとに、こういう世界があるんだよと。その中では非常に大人たちが考えていないことをやっていく。けども、実際には私は、やはり携帯会社自体はそれを想定しているのではないのかというあたりも非常に懐疑的に感じています。

だから、そういうのを含めると、今出ている動きではまだ間に合うと。実際にはここまでおかしくなってきたのはここ数年間だと思うんです。ですから、まだ、例えば、言ってみれば携帯は持つけれども、そういうふうなところには未成年者は入れないよですとか、そういうふうな法的な規制も含めて必要なのではないかというふうに考えます。

今、委員おっしゃるとおり、そういうふうな研修会、今回教えてもらった中でも随分聞かれた方は参考になったというふうに考えていますので、ぜひ全町的なものとして、先生あるいは保護者の方にもそういう実情を知ってもらうような機会をつくっていきたい。ただ、どうしても、この間も警察の方を呼んでやらせていただいたんですが、実際にはうちの子には関係ないだろうということで、参加される方少ないものですから、やはりPTAの例えば参観日ですとか、そういうものに合わせて、なるべく多くの方が聞いていただける機会に開いていければなというふうに考えています。

（「結構です」の声あり）

●委員長（菊池委員） いいですか。

ございませんか、3目。

（なし）

●委員長（菊池委員） なければ進みます。

4目教員住宅費。

5番、中川委員。

●中川委員 ちょっとここでお聞きしたいんですけども、教育長、よく町民から聞かれるんですけども、先生の住宅の古いのが随分あちこちに残っているんですね、おわか

りのように。例えば、例を挙げますと、私のうちの近くの松葉町の石井床屋さんの裏にも、相当古い住宅が残っています、2階建ての。あれが教員住宅だと思うんですけども。それから、奔渡公住の裏側にもブロック住宅の平屋の公住が残っています。あれも教員住宅だと思いますし、それから、漁村センターと、今、古い平屋の公住のわきにも1戸か2戸ありますね。それらが結構あるんですけども、これはどういうふうにされるのかな。

それと、今ここに説明欄にありますように、その建設したときの、早く言えば借金と言うんですかね、これが残っているから処分できないということなんですか。その辺ちょっとお聞きしたいんです。これからどうされるのか、入っていない教員住宅ですね。あれは石井床屋さんの裏なんか随分古くからあるようですけども、それ含めてちょっと説明願いたいと思います。

●委員長（菊池委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 教員住宅の管理の関係でありますけれども、まず、共済組合の資金を使って建てた共済住宅につきましては、改修工事を行うのに町への融資制度というのがないのであります。町の単独の資金で改築工事をしなきゃならんというのが確認しました。したがって、今言われました松葉町と梅香町のところにある2階建ての住宅……

（「奔渡……」の声あり）

●教委管理課長（須佐課長） 松葉と梅香のところにあるんですが、あれらはその資金を使って建てた住宅であります。相当年数もたっておりまして、入居する方がなかなかいないということで、改修工事の検討もしたのであります。1棟3戸建てなんですけれども、やるとすれば中から外回り、ほぼ1,000万円近くの資金を要するという状況がありまして、融資制度がない中では単独ではちょっと手がつけられないという状況に置かれております。

そのほかにもそれぞれの住宅があいているところは老朽化がきているものですから、なかなか入る方がおられないということもあります。現在、全体では約66戸のところには入居しているんですけども、空いているところもまだかなりあるという状況でありまして、いろいろ考えておるんですが、なかなか財政が許さないものですから、そんなことで手がつけられない状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

●委員長（菊池委員） 5番、中川委員。

●中川委員 今、課長から答弁いただいてわかったんですけども、そうすると、ここにありますように共済組合からお借りしてつくった期限がもう終わっているんですけども、解体するというか、壊すのが補助がなくて町単費だから、大変だからそのままにしていると、こういう解釈でいいんですね。



●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今ご質問のあった奔渡の周りとか、そういったところはほとんど、もともと教育財産を普通財産に移管をしまして、今、建設課のほうで管理している分がございます。

そうした住宅、今ご質問者おっしゃったとおり、かなり老朽化しておりまして、屋根とかが飛びそうな状態ともなっているところもございます。直営の作業で一時的な対処をしているところではございますけれども、何とか今それらを解体等にしていけないかということで検討はしているところでございます。そういったことを3カ年計画等の中で盛り込みながら、町有施設全体、そういった古い老朽化した住宅等の全体の解体について、優先順位、それから跡地等の取り扱い等を含めた検討委員会、こういったものを今後設置して検討していきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（菊池委員） 5番、中川委員。

●中川委員 そうするとあれですか、私もちょっと鈍いものですから聞きますけれども、そうすると、私が言う松葉町の石井さんの裏のブロックの2階建ての教員住宅やら、今、建設課長が答弁いただいた奔渡の公住のわきのあれとは同じなんですね、意味がね。違うのか、こっちは普通か。こっちは普通で、こっちはあれで。そして、今その課長が答弁いただいた分は、解体には町が銭こないからまだ壊せないんだよということですね。違うのかい。どうも鈍いな。

●委員長（菊池委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） すみません。

松葉町と梅香町については、ごく最近まで一部ですけれども入居していました。私自身も見にあって、どういう状況かという、もうちょっと手をかければ入れるんだけなというふうなあたりなものですから、まだ解体するつもりはありません、あの2つについては。ただ、先ほど建設課のほうで言った部分については、うちのほうではもう入れないという中で一般財産のほうに移しているんですけれども、これについては、解体する予算がないので大きな計画の中でということですので、ご理解をお願いします。

●委員長（菊池委員） 5番、中川委員。

●中川委員 それでようやく何かわかってきたんですけれども、今、教育長が言われたように、私も産建に入って、所管事項で回ってみるんですけれども、もうちょっと金かければな、これ先生方入れるのになと思っているんですけれども、それから、もうつくってから四、五年たつんでしょうか、有明公住の裏側というかな、下水処理場側に2階建て、あれ先生の住宅でないでしようかね、違いますか。

(発言する者あり)

●中川委員 ああ、そうですか。すみません。

それで、今、教育長が言ったように、もう少し手をかければ使えるのになと思うところも何か空いているようなんですけれども、そういうのがあれじゃないですかね、先生方は入ってもらえないんでしょうかね。だから、入らないから手をかけないのか、手をかけないから先生方が入らないのか、その辺が。まだ、もう少し手をかければ、今さっき教育長も言われたように、もうちょっと手をかければ立派になるのでないかなと私も所管事項のときにみんなで話し合っているんですけれども、何かもったいないなと思うときあるんですけれどね。その辺はあれですか、答弁難しいですか。

●委員長（菊池委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 確かに住宅によっては手をかけて入る人を待つという方法もあるでしょうし、人事異動でそれぞれ動きますので、そういった中で希望をとりながら、入居希望があったときに直して入ってもらおうという手法をとってきておりまして、前もって立派にして来る人を待つという方法もあるんですが、そういった状況にないものですから、とりあえず希望をとりながら、入居が決まったら修繕をする対応をしております。

以上でございます。

●委員長（菊池委員） ほかにございませんか。

(なし)

●委員長（菊池委員） なければ進みます。

5目就学奨励費、6目スクールバス管理費。

2番、堀委員。

●堀委員 学校の統廃合によって、来年からスクールバス路線の大幅な変更というのが想定されるんですけれども、現行、直営というか職員によるスクールバスの運転というものをされていると思うんですけれども、これも大幅な見直しというのが必要になると思うんです。それで、来年から今までどおり直営の中でやるのか、それとも委託というようなことを考えているのかというお考えをお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（菊池委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 来年度のスクールバスの運行体制についてのご質問ですが、ご承知のとおり、今年度、今、20年度の体制で申しますと、20年度は職員によ

る運転をしているのは3路線ありまして、尾幌小・中学校の尾幌区域の学校の送迎、それから、高知小・中学校の区域の送迎、そのほかに太田大別線のスクールバスについては職員による運行をしております。さらに、今、委員言われました運転委託の方式をとっているのが、糸魚沢から真竜の学校へ通う児童の糸魚沢線、これは18年度から実施しております。また、門静線につきましても、真竜小学校、中学校まで平成18年度から運転委託による運行をしております。もう1路線は、床潭、筑紫恋の地域の生徒の送迎がありますが、これは釧路バスによる貸切バスを利用して運行している体制をとって、3種類の方法で今運行をしております。

これが21年度になりますと、路線的には尾幌線の部分が、尾幌区域だけではなくて、尾幌から今度は真竜の小学校、中学校への送迎となり、上尾幌が新たにスクールバスでの送迎、真竜小・中学校へ通学するというようになってまいります。したがって、路線的には1つふえてくるわけでありまして、

そういった中で、21年度に向けては、実は職員の中で教育委員会の校務補2名の退職もあります。それらもありまして、全体の運行体制の見直しを含めて、今、新年度予算に向けて検討している最中でありまして、何とか財政的な負担を最小限に抑える中での方法がとれないものかということでもいろいろ考えておりまして、今年度から、役場の中での所有しております、スクールバスだけではなくて、町有バスの運行を抱えている関係各課が集まりまして、有効な体制をつくろうじゃないかという議論もしておりますので、そういったところの検討をしていただきまして、新年度に向けて安全な通学体制を確保するためのスクールバス体制をつくっていきたいということを考えております。

さらに、さきの一般質問でもありましたとおり、高校への通学のためのスクールバス利用を考えております。したがって、運行時間も、先般お答えしておりますが、8時15分までに厚岸駅前に来るようにという、到着するような時間帯を考えておりまして、一部、太田大別地区のバスにつきましても、今までは学校まで8時10分ごろに到着していたんですが、8時15分に駅まで到着するとなると約10分程度早めなければならないと、学校に着く時間を。そういった調整も地域の皆さんに協力をいただきながらスクールバスの時間をつくっていきたいというふうに思っていますし、太田線につきましても現在も潮見高校の生徒が学校までの通学に利用している実態もありますので、そういった意味で、さらに翔洋高校への通学を可能にするためのバス路線、バス時間帯をつくっていきたく思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●堀委員 そうすると、運行体制としては、今までどおりの職員によるものと委託と、あと釧路バスによるものというような形態は大筋としては変わらない。全部が全部釧路バス、全部が全部委託というような形になるものでもないというふうに理解してよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

●堀委員 いいのかな。

そこで、ただ、職員が先ほど2名ほど退職されるとかといった中で、当然委託の本数とかというものもふえていくと。これは旅客運送業とかの業種の許可をもらっているところじゃなければ委託というものを受けることができないのでしょうか。それについてお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（菊池委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 恐らく、お尋ねの点につきましては、一般貨物の運送許可の関係と旅客運送の許可の関係のことだと思いますが、スクールバスの運転に限って言えば一般貨物の運送であっても可能ではあるんです。ただ、それが例えば一般的には土建屋さんとかトラック屋さんとかがそういう形で許可を受けて一般運送をやっておりますが、やはり子供の送迎に携わっていただくということからすると、旅客運送の許可を得ているほうがよろしいのかなという感じもしておりますが、まだそこまでの決定をしているわけではありません。現在はサクラハイヤーさんのほうに委託しておりますので、サクラハイヤーさんのほうではそういった実績を持ってやっているということをご承知のとおりであります。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●堀委員 そうすると、一般的な運送業、あと、業としてなりあわない、例えば個人でその路線をとというようなことというのは可能になるのでしょうか。そこら辺というものも、業法的な許可がなければ、逆に言っちゃうと個人参入というのも可能になるという話にもなるのかなと思うんですけども。

いずれにしましても、町の体制というものが大きく変わる、例えば、体制として委託をふやすとかといったときに、できるだけ要綱というかそういうものは早目に町内に示していただいたほうが良いと思うんです。というのは、やはり業として新たに参入しようとするところも出てくるでしょうし、また、個人でもしできるのであれば、例えば4月からの業としてやるとかというような意欲を持つような方とかもいる。そういう異業種参入、新規参入というものをできるだけ進めるという上からも、早目の検討というもので結果を出した中で、来年度の運行、さらにはその先の運行予定というものも要綱として定めて、全町的な公表というものでしていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

●委員長（菊池委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 1つには個人の部分なんですけれども、逆に言うと、個人の部分で考えるならば、例えば臨時職員として身分を公務員として扱うなり何なりということであれば、やはり責任問題という中では個人には負いきれない部分もあるのではないかなというふうにも考えます。

ただ、全般的に私どもも今検討しているところですが、いろいろな形で、できれば町内の中でいろいろな方たちがそういう仕事につける場がふえるという部分も考えられますので、できる限り早く検討してお示ししていきたいというふうに思います。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●堀委員 それについてはわかりました。

あと、大変申しわけないんですけども、きのうの1番委員さんの一般質問の中で、来年の翔洋のスクールバスとか定期、助成8割を予定しているということだったんですけども、これは私が聞き漏らしたとしたら大変申しわけないんですけども、対象としては厚岸町内の生徒なのか、それとも翔洋に通う、例えば釧路市からとか浜中町から来るような生徒にも、すべてその定期券というものは8割助成を考えているのかというのをちょっと、私が聞き漏らしたら大変申しわけないんですけども、教えていただきたいと思います。

●委員長（菊池委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私どもが今考えているのは、新入生とか翔洋というふうに限ったものではなくて、実は両方の部分でもきく、逆の、例えば潮見の在校生の部分も同じ路線を使う中では使えるというふうに考えています。

というのは、来年度以降2年間、生徒数が分かれる形になりまして、その中でお話し合っているのは、できるだけ私たちは文科系、体育系を一緒にして、部活動を一緒させていただきたいというふうなことでは、これからの卒業生が部活を円滑にやっていく中では必要であろうと。その中で、どちらの学校の生徒も、いわゆる反対側の学校に行って部活を行う可能性があるということも含めて考えると、新入生とか在校生、あるいは翔洋、潮見という区別なしに、この路線については高校生についてはこの料金を補助するという方向で行っていきたいというふうに考えております。

（「わかりました。よろしいです」の声あり）

●委員長（菊池委員） いいですか。

休憩します。

再開は3時30分です。

午後3時02分休憩

午後3時30分再開

●委員長（菊池委員） 委員会を再開いたします。

10番、谷口委員。

●谷口委員 小・中学校の統廃合に伴うスクールバスの運行についてお伺いしたいんですが、これは上尾幌と尾幌は同じ路線になるんですか、それとも別路線で行くんですか。

●委員長（菊池委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） お答えさせていただきます。

さきの11月の臨時会で尾幌線のバスを1台購入させていただきました。29人乗りのバスでございますが、尾幌地区につきましては、この新しい29人乗りのバスで尾幌地区だけの生徒を通学、下校に使いたいというふうに考えています。上尾幌の児童につきましては、現在尾幌で使っている小さなスクールバスがあるんですが、それを上尾幌のほうに運行させて、路線は別にしたいというふうに考えております。一部、尾幌地域の、今3名ぐらいの子供さんは上尾幌線に乗ってくることになるんですが、それは運行ルートの関係で、そういった形で2路線で運行する予定でおります。

それはなぜかという、上尾幌の子供さんたちの通学が、尾幌を巡回することによって1時間以上かかってしまうんです。そういったことで、直接、上尾幌の子供たちはその1台のバスで真竜小学校、中学校に来るというふうに対応させていただきます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。

そうすると、上尾幌の路線は30分以上はかかりますよね、今の計画からしても。それで、今度は尾幌のほうなんですけれども、尾幌のほうは楓のように道路はあっちこっちこう、結果的に中心地から枝葉のように入っていく道路しかないですよ。巡回する道路は一本もないですから。そうすると、地域によって、今ずっと考えてみれば、いないところもありますから、ただ、それだって今後どうなるかというのもありますけれども、必ず行っては戻ってこなければならぬ。それを繰り返すことになると思うんですけれども、それによる通学時間はどのぐらいになるのでしょうか。

●委員長（菊池委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） おおよそ1時間以内には着くようにというふうに思っていますが、尾幌を出発して40分ぐらいでは学校には来れるというふうに今現在は計算しているんです。ですから、こっちからスタートすると車の運行としてはかかるんですが、それぞれ子供さんが乗り込んでから40分ぐらいで来れる時間で今考えているところであります。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それと、もう一つお伺いしたいのは、小学校、中学校一緒ですね、これには

高校生乗るんですか。これにも乗るんですか。そうすると、さっき言った8時10分だか、そのくらいまで駅前まで来るということになりますね。小学校の通学時間としては、登校時間としてはそのくらいかなとは思いますが、小学校でも低学年と高学年、部活だとかそういう活動も含めると時間が変わってきますけれども、それにはどういうふうに対応しようとしているんですか。

●委員長（菊池委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 下校時間の対応のことだと思いますが、尾幌、上尾幌方面、下校時については1本のバスで帰ってもらおうというふうに考えています。下校時間の関係ですけれども、小学校の終わる時間、中学校の終わる時間、それぞれ対応させていただきますと同時に、小学校で言えば少年団活動や、中学校で言えばクラブ活動、それらに参加する方もおられると思いますので、最終終了時間が今7時というふうに聞いています、それぞれの部活や少年団の活動の終わる時間ですね。ですから、その7時の時間に間に合う路線も最終便として1本。ですから、3便、帰る便は用意したいというふうに考えております。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、3便ということはあれですか、小学校の下校時間、中学校の下校時間、一般的に言う帰宅部の人たちの時間と、あと、その部活をする、こういうふうになるということですか。

●委員長（菊池委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） そのとおりでございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、例えば新学期とかありますよね。そうすると新1年生なんかは、小学校のね、一定の時間で子供たちを学校になれさせるというか、そういうことも含めて、早い時間に下校する子供もいると思うんです。そういう対応はどうか。それとも小学校の下級生と上級生では時間が同じになるのはすべて同じくなくなるんですか、下校時間というのは。例えば、4時限だとか5時限だとかとやっていくと思うんですけれども、そういうのは一定の時期になるとみんな同じくなくなってしまいうことで、学校、結局、地域の子であれば帰ってもいいけれども、バスがないと結果的に帰れないから待っていると、そういうことも起きてくるのでしょうか。

それと、もう一つお伺いしたいんですが、今回のスクールバス運行するに当たって、例えば尾幌の保育所が今ありませんよね。その子供たちは、例えば町の保育所に通所したいという場合はそれを利用することができるのでしょうか。

●委員長（菊池委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 特に年度初めの新入生、1年生なんか入った場合に、時間が早く終わる等々の対応につきましては、臨時便の運行も、これまでも厚静の小学校が真竜に統合して1年生ことし入りましたが、それらも臨時便の対応、少々の期間でありましたが臨時便対応させていただいたり、そういった対応をさせていただいておりますので、このたびもそういった中では臨時の便を運行して対応していきたいというふうに考えています。

（「その状況じゃなくて、時数の関係ではないの、変わりは」の声あり）

●教委管理課長（須佐課長） 一般的な、小学校では5時間の授業で大体終わる。給食を食べて、終わる時間で終了しておりますので、そういった時間で、若干の、例えば6年生が終わる時間と3年生とか終わる時間、若干の差はあるにしても、今も1便で下校時の時間は運行しております。中学校は大体すべてが同じ時間に終了しておりますので、そういう意味では小学校の終了時間と中学校の終了時間ということで、部活動をしていない子供たちはそういう形で下校できるという体制をとりたいと思っています。

●委員長（菊池委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 私のほうからは、尾幌の保育所が閉所になったことに伴いますスクールバスの対応ということでございますが、この4月から、保護者の皆さんの話し合いのもとに、それまで無認可保育所の設置補助金交付要綱をもとに保育士の賃金相当額を補助させていただいている中で尾幌保育所の僻地保育所を運営していただいておりますけれども、このたび、利用する保護者の方々の話し合いの中で、学校が閉校になるということの前提のもとに、大きな保育所に通わせたいという中で、仕事も厚岸町だということで送り迎えには差し支えないので、自治会と運営委員会の中で閉所したいという申し出がありまして、厚岸町としましては、利用者が2人以上あれば再度、再開をとということも考えながら、自治会の申し出を受けて閉所になってはおりますけれども、基本的には保育所等の受け入れとしましては保護者が玄関まで送り届けるという、その時々々の健康状態のチェックをさせていただくと同時に、何かあれば、お断りといいますか、自宅で、あるいはおじいちゃんおばあちゃんの中で保育をいただくということも急遽ございますので、そういった送り迎えを前提とした保育ということでございますので、今現在、閉校になったことについてのスクールバス利用というのは保育所側からは積極的に勧めてはございません。

ただ、ご存じのとおり、今、ファミリーサポート制度という、社協のほうでその実施に向けた検討というのに入らせていただいているんですが、その制度もそういった送り迎えの制度というのが含まれておりますので、ぜひそういった利用の中で対応できる範囲



であれば、そちらも利用できる制度として地域の皆さんには活用いただきながら保育所のほうに通所していただくということも含めて検討してございますが、今現在は、特殊な事情にある場合はご相談をいただくという前提でございますが、スクールバスの利用というのは許可していないという状況でございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 学校の送迎についてはわかりました。

ただ、学校もなくなる、保育所もなくなるというような状況ですね。それで、問題は今、昔と違って何もしないでいきなり学校へ行くということはもうあり得なくなっているんです。それで、議論も幼保一元化かだなんていう議論まで今起きているわけでしょう。幼児教育がいかに大事かということもある意味言われていますね。ですから、今、福祉課長のお話聞いていて、何十年前かのどこかの厚生大臣が答弁していたのと同じように、子供は親が育てるんだと、保育所なんかやって稼ぎに行くなんてとんでもない話だと言っているのと同じ話に聞こえてしまうんですけれども、そういう考えでは今はもうないはずなんですよね。

それと、尾幌地域に僻地保育所があったのはどういう理由か、太田にあるのはどういう理由か、床潭にあるのはどうしてかと、それぞれの僻地保育所の立地に当たっての考え方があったはずなんです。地域の産業等をやっぱりをしっかり守っていかなければならないし、その時々情勢に合わせて、農家の人、あるいは漁村の人たちが安心して子育て、そして自分の仕事に携わることができるように、それを町が積極的にサポートしてきたのが保育所の政策ではないのかなというふうに私は思うんです。

そうであれば、今後も、学校はそういうふうに変わります。そうであれば、やはり保育所もそういう方向で物事は考えていくべきではないのかなと。一方的に基準に照らして閉所に追い込むのではなくて、できるものはやっぱり積極的にサポートしていくということも大事ではないのかなというふうに思うんですが、そういうところをお伺いいたします。

●委員長（菊池委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） 少し説明が不足していた部分もあるのかなと思います。

おっしゃる意味というのは重々承知しておりますが、尾幌の保育所につきましては、児童数の減もありますけれども、大きな保育所に通いたいという親御さんの思いがありまして、どうしても2人くらいになってしまうという可能性の中で、いたし方なく自治会のほうで申し出があったということですので、こちらから一方的に閉所したとか休所しているということではなくてですね、そういった申し出があって、私たち、町としましては、地域にいらっしゃるお子さんがまた入所したいという希望であれば、もう一度再開したいということも含めて、施設もそのままにしてございまして、そういった考えでございます。

ただ、各地にそれぞれ保育所を設置して産業を守る、育児を守る、子育てを守るとい

う意味合いは私どもよく承知しておりますし、そういった方向で検討したいと思いますが、そういう地域の申し出もあって、今回やむなく休所という形にしたということでございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 課長、私ね、親御さんがそういう要望をもって、そういう方向になっている。それは通わすことができるお母さんだから言えるわけ。だけれども、農家をやっている、地域の産業は農業なんです。通勤して働くのは地域の産業ではないんですよ。そうであれば、地域の産業をきちっと守っていくということを考えると、今要望を出された人たちはそうかもしれないけれども、地域で頑張っている親御さんたちのことをやっぱりきちっと考えてやらなければならない。

来年たまたま3人の子供たちが小学校へ上がるそうですけれども、その後どういうふうに戻っていくのか、私はきちんと把握はされていませんけれども、無理して再開するって、地域に町の一定の負担をしたとしても、それ以上の負担をしなければならないということになると、やっぱり子供が少ないと結果的には耐えられないわけですよ、再開したいと思っても。そうであれば、やっぱり通っている学校の近くの保育所に子供たちを通所できるものであればさせたいというのが親の当たり前の考えではないのかなと。

保育所や幼稚園に通所通園させないで小学校に入学させるというのは、親としては大変なことではないのかなというふうに思うんです。今、非常に教育の問題というのはさまざまところで問題になっているわけですね。そうであればあるほど、やはり保育行政、教育行政と結びつけてやっていただかなければ私は困ると思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員） 福祉課長。

●福祉課長（土肥課長） おっしゃることはよく理解できます。

先ほどもお話ありましたが、スクールバスの帰りの下校時間の問題もございました。このたび、実は時間がそれぞれの小学校、中学校に合わせたスクールバスの運用ができないと一定の時間があくということで、児童館での帰りの預け入れというものも検討しまして、今までの規定でございますと、3年生まではかばんを家に置かずに直接児童館に通館というか、通うことができるという規定でしたけれども、それであれば今後の学校の帰りの時間のバスが相当な時間があくような場合も想定されると。実際にそういう要望もありましたので、今回、4年生以上の部分についてもそういうスクールバスの運行の地域の児童の方たちは年齢の制限を設けなくて通所できるような形にこの11月25日から改正させていただいて、実際1人児童、これは厚岸の子夢希児童館なんですけれども、そういった制度も取り入れながら、そういう地域の事情、それから学校の統廃合の事情に合わせた形で運用してきてございます。

ただ、保育所に関しましては、やっぱり安全な送迎というのは必要ですので、今まで

の規定、考え方からしますと、一晩どういうふうに過ごしたのかということも含めて、児童の状態等の確認というものも含めて、保育所が受け入れるときにはそういった確認が重要であると。それから、昨日来いろいろお話ございました感染症とか、そういう集団的なものが発生した場合については直ちにお帰りいただければならないような状態もありまして、スクールバスに単独で乗せて通所いただくというのは安全上の面を含めて、健康上の管理も含めてどうなのかなということでの議論が今までございまして、今のところはそういった部分では答えが出ていなかったというところですけども、できればファミリーサポート制度という中では、そういった方々が保育所に預け入れる時間、それから、退所する時間を送り迎えできるような制度とか、これは特別保育になるんですけども、こういったものの利用も検討しながら、町は何とか対応の方法はないかなということで検討しているということございまして、今後においてどういった対応が本当に可能なのかということも含めて検討している最中でございますので、ご理解いただきたいなと思います。

ただ、そういう統廃合に伴って地域の保育所が運営できない状況になりつつあるというのは現実にあるかなと、私どもも問題点としては押さえております。できれば自治会ともさまざまな相談をさせていただいた中で検討もしたいなどは、尾幌の学校が統廃合になるということも従前からわかっておりましたので、そういった話も自治会長さんが、実は今回休所したいんだという申し出の中では、そういった検討については今後も話し合いをしたいということで私どものほうからは申し出はしてございました。

(「いいです」の声あり)

●委員長（菊池委員） いいですか。

11番、大野委員。

●大野委員 10番委員さんの関連で、先ほど、帰りのスクールバスの件で、部活に合わせて7時ぐらいのを1本設けると言ったんですけども、違う学校区域でも同じスクールバスを運用していますよね、真竜小学校、中学校に限らず、太田もそうですし、門静地区もスクールバスで通っていますし、高知小・中学校へもスクールバス。そういう方面への学校の同じ対応というか、そういうのは考えていないんですか。

●委員長（菊池委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 今回の尾幌、上尾幌小・中学校、それぞれの統合に際しまして、地域の皆さんとの話し合いの中で、子供たちが、今の学校運営、少数の中ではそれぞれいろんな部活やスポーツ活動について支障を来しているということもあります。したがって、こういった大きな学校に通って、たくさんの仲間たちとスポーツ活動や少年団活動に加わることができるということがありまして、そういった活動をするに当たっては、教育委員会の対応として帰りの対応も考えていくということがありまして、このたびの21年度からの実施に向けてはそういった対応を図らせていただきました。

●委員長（菊池委員） 11番、大野委員。

●大野委員 以前の、大分前になるんですけれども、太田地区でも一時その部活動終了後に対応してくれといった時期がありましたよね。それで、朝6時半ぐらいからバスの運転手さんが動いていて、部活終わるまでになると6時7時もあると勤務時間オーバーになる。それで対応が難しいからだめですという返答をいただいて、それでは仕方ないと納得したんですけれども、この点についてはどう考えるんですか。

●委員長（菊池委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 勤務時間の問題については、いわゆる職員対応で考えたときには、現在、2時間近く昼休みをとるような部分もあって、非常にいびつな勤務になっているという実態があります。それで、先ほどもお話出ていましたけれども、例えば委託対応する中では同じ人が運行するとは限らないという中で、今回は試験的に運行する中でその対応ができるのではないかなというふうには考えております。

それとまた、ほかの地域、例えば高知ですとか、それは高知の中で、その1つの中で校務補さんでの運行という中での対応ですので、今の段階では同じような対応は難しいかなというふうに考えているところです。

●委員長（菊池委員） 11番、大野委員。

●大野委員 高知小・中学校はわかったんです。太田地区は職員さんが運転していますよね、たしか。土日だけ一部民間委託しているんですけれども。その辺は何かちぐはぐにならないですか、答えが。

●委員長（菊池委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今回の部分については、まず、1つは、統合する中での、確かにそういう部活動に対する対応というのを取り組みたいということで地域との合意がなされたということがあります。

ただ、確かにこれまで以前の部分について言うと、特に小学校の場合は、厚岸小学校でもそうですけれども、少年団活動というのが学校自体の活動ではないというとらえ方をしております。その中では、スクールバス地域に限らず、すべての部分を親御さんの送迎等で対応しているということもございますので、一律の対応は今回の中であってはできていないということは事実であります。ただ、今後の、今回の運行の中での状況を見ながらそれぞれ対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

●委員長（菊池委員） ほかにこの項目でございせんか。

(な し)

- 委員長（菊池委員） なければ進みます。

2項小学校費、1目学校運営費、2目学校管理費、3目教育振興費。

3項中学校費、1目学校運営費、2目学校管理費、ございませんか。3目教育振興費。

4項1目幼稚園費。

5項社会教育費、1目社会教育総務費。

91ページ、2目生涯学習推進費、3目公民館運営費。

4番、高橋委員。

- 高橋委員 公民館の関係なんですけれども、今この公民館という施設は町内に、これはあれですか、中央公民館、あるいは太田公民館、それぞれ分館がありまして、この公民館活動の実績というかな、最近、公民館を使う方が少ないわけですよ、いろんな行事を通して。

例えば、梅香町であれば福祉総合センターを使うんですけれども、あの中に公民館の分館としてあるんですけども、例えば、地域の住民のサークルなんかでお願いするというと、公民館を使いたいと言っても公民館は使えないんですよ。福祉協議会のほうの文化協会のサークルに入っていれば、その人方はその形で使えるんですけども、公民館を使用する場合はどういった形で申し込めばいいのかな。これは梅香町ばかりでなくて、全町にわたる公民館の分館についてお尋ねしたいんですが。

- 委員長（菊池委員） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（佐田課長） 公民館につきましては、教育委員会の生涯学習課のほうが所管になっております。

それで、中央公民館という部分が福祉協議会の中に中央公民館が入ってしまっていて、そのほかに分館が、筑紫恋分館、それから末広分館、それから苦多分館があります。そのほかに太田公民館というのがありますが、各公民館のサークル活動につきましては、それぞれの分館については管理人さんがおりますので、そちらの各地区の方々がその管理人さんのところに申請を出していただいで使用することになります。また、中央公民館につきましては福祉協議会の中に受け付けをしていただいでおりますので、社会福祉協議会のほうに申請を出していただくこともできますし、生涯学習系のほうに申請を出していただくことも可能になっております。

活動の内容といたしましては、これまでもそうですが、文化協会に所属している各団体、今ですと40団体余りあるんですが、それらの団体の方々が平日の夜とかでの活動がされております。そのほかに、サークル活動とした中では、太田公民館の中におきましてもそれぞれのサークルが活動しているという状態です。全く使われていないとかというような部分ではありません。ある程度町の方々が自分たちの趣味に基づいて、いろいろなサークルをやりたいという方々の意思によって活動されているというのが現状になっております。

●委員長（菊池委員） 4番、高橋委員。

●高橋委員 そこでですね、要するに福祉協議会を通さなければ文化協会に入っている方々は使えないわけですね。それ以外で、例えば少人数で公民館活動の中の範囲の文化活動を通して使いたい、そういう場合、例えば、梅香町の福祉センターの場合はそういった公民館としての使うスペースが全くないわけですね、ご承知のように。福祉協議会が全部網羅しますからね。そうですね。違うの。では、それ教えてください。

●委員長（菊池委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（佐田課長） 文化協会に入っている人方が、各団体の方々が公民館を使用する場合には、減免規定というのがございまして、その減免規定の中で使用することが可能になっております。

ただ、文化協会等に参加していないそれぞれの、例えばどなたでもよろしいんですが、公民館で何かをやりたいということであれば、住民であればどなたでも中央公民館も使用できますし、他の分館についても、すべての会館については使用できることになっております。

以上です。

●委員長（菊池委員） 4番、高橋委員。

●高橋委員 そうすると、実質的には、公民館というのは公民館活動はしないで、要するに福祉協議会におんぶに抱っこになっているの。そっちの窓口を通せばこういった事業はやれるということですか。では、公民館条例というのは名前だけですか。

●委員長（菊池委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（佐田課長） 公民館ということの位置づけなんですが、福祉協議会の福祉センターの中に公民館としての位置づけがされております。その位置づけされておりますのが2階の会議室だとか、あと、下の和室とかの部分で公民館としての位置づけの中で使用されているというのが現状になってございます。

●委員長（菊池委員） 4番、高橋委員。

●高橋委員 それどうなんですかね。たしか文化協会とかそういったグループに入っている方々はわかるんだけど、それ以外の方々はなかなか承知していないと思うんだけどね。

だから、私いつも言われるのは、せっかく公民館があるのになぜ公民館活動ができないのかと言われるわけです。例えば、極端に言いますというと、厚岸町で冠婚葬祭やる

場合、結婚式をやる場合などは福祉センターを使う、その発起人の方々が、あそこ使うのはえらい高いんだよと、何とかならんものかと。釧路市へ行けばもちろん1万2,000円もかかるわけですから、地元でやれば地元の業者育成にもつながることだから、それに近い料金ぐらいでやってもできるんじゃないかと。そうすると、もっともっと安くして使わせるような方法を考える必要があるのではないかと。

確かに使用料は高いですね。どういう捻出をしているとわからないですけども、私どもは最近自分で出かけていませんけれども、以前はかなり出かけましたけれども、やはり高いです。そうすると、やはりどうしても、例えば結婚式などは今ならほとんどあれでしょう、釧路市内でしょう。その他の行事についても。地元にああいう立派な施設があるんだから、もっと安い料金で使わせて、皆さんに喜んでもらえるような対策を講じる必要があるのではないかと私は思うんです。この点について、何とかいい方法で、いいお考えがあったらひとつお尋ねをしたいわけです。

●委員長（菊池委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（佐田課長） 実は公民館の位置づけとしましては、社会福祉センターの中にいろいろな会議室等がございます。ホールにつきましては公民館の位置づけになってございません。それで、役場の出張所もありますし、あと、情報館の分館もございません。公民館としての位置づけにつきましては、1階の和室、それから、1階の各A、B、Cの会議室、それから、2階の会議室が公民館の位置づけとなっております、公民館活動をするに当たってはそれらの会議室等を使っての活動というふうになっておりまして、大ホール等につきましては社会福祉協議会等の形の中で使用するということになっておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（菊池委員） 4番、高橋委員。

●高橋委員 そうしますと、福祉協議会が、福祉協議会のための収入源というかな、恐らくそうなると思うんですけどね。これらも考えて、やはり広く、年間たくさんはないだろうけれども、やはり少なくとも厚岸町でも10や15ぐらいの結婚式あります。それをできるだけ私は地元のそういった施設を利用してやってもらいたい。もちろん後継者を持つ方々については、無駄な経費をかけないで、やっぱり厚岸の町の将来のために後継者を養成し、お嫁さんをもらったり、また、お婿さんをもらったりするわけですから、そういったことも含めた中で、さらにまた町の活性化につながるわけですから、大いに検討してもらいたい、このように思っております。要請だけしておきます。ありがとうございます。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今、公民館の利用についてのお話であります、その中で福祉センターの結婚式等の利用を促すべきではなからうかということでございます。私も全く今、

高橋委員と同じ考えでございます。

釧路市でやるといいますと、大体1人会費1万3,000円ぐらい、ホテルでなりました。そのほか、親の負担分等々考えると大変な金額になります。そういうことを考えますと、やはりこのような立派な福祉センターがあるわけでありますが、昔はすべての準備を、また後片づけを発起人がしなければならなかったという不便さで、いろいろと発起人の方が利用しなくなっておったという経緯と、それと、やはり今の若い方といいたいでしょうか、結婚式というのは趣向が変わってきているんですね。そういう趣向からいいたしても、やはりどうしてもホテルという傾向が強いようであります。

しかしながら、そういうことで厚岸町といたしましても福祉センターを使っていたきたいということで、発起人は、端的に言えば名前程度でいいと、あとは後始末その他はすべてやる組織をつくるということで、商工会の中につくらせていただきました。さらにはまた、その趣向についてもいろいろ催しを考えながらやる組織もできたんです。ところが、残念なことに年に1つも無い。大体3年に1回ぐらいありますか、そういう状態であります。

ですから、高橋委員が言われますとおり、厚岸町で結婚式しますと経済的な波及効果が大きいんです。そういう面を考え、また、親の負担も少なく済むんです。それと、参加者の立場になりましても、すぐ行けるんです。今まで仕事をやっても、1時間前ちょっと着替えして行けると。釧路市でやるとなると大体半日かかり。そういう点を考えますと、地元でやっていただきたいというのも私の願いでありますので、どうかこの点も今後とも町としても、PRは足りなかったかと思いますが、同様の考えを持ってそういう組織化をしているということもこれから町民にもPRしていきたい、かように考えます。

●委員長（菊池委員） いいですか。

4番、高橋委員。

●高橋委員 今、町長から本当に適切な答弁をいただきましたけれども、町長がおっしゃるとおり、やはり町長は地域の住民と常にひざを合わせて、いろんな苦情やいろんな相談を受けているわけです。こういった結婚式、冠婚葬祭については一生に一度しかないものですから、皆さんそれぞれいろんな趣向でやるだろうし、できるだけある範囲のお金をかけてやると。そうなれば当然、地元でやってもらえばそれだけ地元にはね返るわけです。はね返れるように、しっかり町として受けとめてやれるような料金体系をつくって、年に1回しか使わなかったものは、ことしは20使うよというくらいの気持ちでひとつ改革に取り組んでもらいたいと、このように思っております。

以上です。ありがとうございました。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） 使用料の件については社会福祉協議会が決めるところでありますが、釧路市あたりの会場からすると全然安いということが言えるんじゃないかと思っております。



それと、会費の件ですが、厚岸町でやる場合は大体8,000円で済むことになっております。そういういろんな点を考えますと、地元でやっていただきたいということを重ねてお願いを申し上げますし、高橋委員と同じような考えでおるということを答弁させていただきたいと思っております。

●委員長（菊池委員） あとございませんか。

（な し）

●委員長（菊池委員） なければ進みます。

5目博物館運営費、6目情報館運営費。

2番、堀委員。

●堀委員 私どもが持っている、見ている資料でしかしゃべれないんですけれども、通信検索料ですね。このうち、外国人が使っている時間帯というのが大変多いんですけれども、お聞きしたいのが、まず、その通信検索としてコンピューターが情報館に何台あるのか。それと、恐らくこの資料からすると1回1時間という規制があるのかなというふうに思うんですけれども、それで間違いないのかというのを教えていただきたいと思っております。

●委員長（菊池委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（佐田課長） 現在ありますコンピューターにつきましては、コンピューター実習室にございます8台になっております。それで、使用につきましては、現在は1回につき30分で2回までということで使用ができることになっております。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（菊池委員） いいですか。

6目、ほかにごございませんか。

（な し）

●委員長（菊池委員） なければ次に進みます。

6目保健体育費、1目保健体育総務費、2目社会体育費、3目温水プール運営費、4目学校給食費。

11款1項公債費、1目元金、2目利子、ございませんか。

12款1項1目給与費。

以上で歳出を終わります。

次に、第2条、4ページをお開きください。

第2条債務負担行為の補正です。  
次に、第3条、5ページをお開きください。  
第3条地方債の補正です。  
総体的にございませんか。

(なし)

- 委員長（菊池委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第85号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。  
第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。  
4ページ、歳入から進めます。  
進め方は、款項目によって進めてまいります。  
3款分担金及び負担金。  
10番、谷口委員。

- 谷口委員 国保税のあれがないので、ここでちょっとお伺いしたいんですが、現在、厚岸町の国保税の1年以上の世帯、これはどのぐらいあるんですか。

- 委員長（菊池委員） もう1回お願いします。

- 谷口委員 国保税の滞納が1年以上にわたって滞納になっている、そういう世帯はどのぐらいあるんですかとお尋ねをしたんです。

- 委員長（菊池委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。  
1年以上ということですので、今この場に資料がございません。1年以上何年間まで、例えば5年……。

- 委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 もう一度言います。

大体1年以上保険税を納めないとペナルティーの対象ですよ。そういう対象者がどのくらいあるかということです。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

午後4時21分休憩

午後4時26分再開

●委員長（菊池委員） 再開いたします。  
税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 貴重な時間、大変申しわけございません。  
お答えいたします。

平成20年度、11月末現在で先ほど電算で検索いたしました。490世帯が1年以上の滞繰となっているところでございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、このうち、現在、資格証明書、あるいは短期保険証の発行等はどういう状況になっているのでしょうか。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） お答えいたします。

平成20年12月12日現在でございますけれども、短期証につきましては65世帯、それから、資格証明書の世帯については2世帯でございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、490世帯がありますけれども、そのうちの65世帯は短期保険証ですね。そして、2世帯には資格証明書。それ以外の世帯については、まだ今年度になってから1年たっていないとか、そういうことがあって保険証が交付されているというふうに考えていいのでしょうか。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） おおむねそのとおりでございますけれども、短期証にしましても、資格証明書については、前の議会でもお話し申し上げましたけれども、かなりハードルを高くしてございます。その中で、本来的には、ただ事務的に扱えば発行しなけ

ればならないという部分はありますけれども、慎重な審査を経ての発行ということになりますので、この部分については極めて少ない状況でございますけれども、短期証につきましても、ある程度納税相談ですとか受けられている方には、即、短期証ということにはなりませんので、その辺の事情を勘案した中での発行ということになってございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、長期滞納者のうち、今、短期が65で資格証明書が2世帯とおっしゃっていますよね。それ以外の人で何も無い人というのはいるんですか、それじゃ。

●委員長（菊池委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答えいたします。

何も無いということというのは、短期証、それから資格証を交付していないというご質問でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

●税財政課長（佐藤課長） 質問者の言うとおりでございます。

先ほど、短期証が65、それから、資格証が2でございますして、1年と言いましたが、さかのぼりますと、例えば5年なら5年のうちで、要するに誠意のない方、そういうことをきちっと考慮して、そして、短期証にするか資格証にするかということのを要綱に照らし合わせながら交付させていただいているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

（発言する者あり）

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） お答えしたいと思います。

ご質問は、短期、それから資格以外で、先ほどの数字の中のほかの人はどうかというご質問だと思いますけれども、その方については普通の保険証ということで取り扱ってございます。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、今、町民課長の説明を聞いていると、何も無い人はいないということですか。一切、保険証だとか短期保険証だとか資格証明書を渡しているのに、全く未交付の人は一人もいませんということですか。

例えば、長期の滞納者の中で、今、税財政課長がおっしゃったように5年だとかそういう長期にわたっての滞納があるという人で、全く本人の手元には一切、被保険者だと証明できるものを持っていないという人は、厚岸町の国民健康保険の対象者には一人もいないというふうに理解していいんですか。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 基本的にはそういう人はいないという状況でございますけれども、ただ、事務上の手続の段階で、例えば行方がわからないとか、そういった部分での数字があるかどうか、ちょっと今調べてみたいと思いますけれども。

（「いや、そんな行方不明者なんかどうでもいいんだ」の声あり）

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 基本的には、取り扱いとしてはそういう方はいらっしゃらないということです。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。

それでなんです、そうすると、結果的に資格証明書の世帯は2世帯だと、それ以外は短期保険証ですから、病院に行けば3割負担で病院に基本的にかかることができるわけでしょう。そういうふうに理解していいんですよね。

それで、この2世帯なんです、これは子供さんいらっしゃるんでしょうか、いないんでしょうか。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 2世帯2人ということでございますので、子供さんはいらっしゃいません。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、例えば乳幼児だとか小・中学生だとか、それから高校生ぐらいの子供たちで無保険者は厚岸町内には一人もいないというふうに理解していいんですか。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） はい、そのように考えてございます。

(「わかりました。いいです。それが心配だったから」の声あり)

●委員長（菊池委員） ほかにございませんか。

(な し)

●委員長（菊池委員） 2項負担金、1目保健事業費負担金。

10款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

以上で歳入を終わります。

6ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

5項特別対策事業費、1目特別対策事業費。

8款保健事業費、2項保健事業費、1目保健衛生普及費、ございませんか。

9款諸支出金、1項償還金及び還付金、3目償還金。

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(な し)

●委員長（菊池委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号 平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めます。

進め方は、款項目により進めます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目水道費分担金。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金。

6款諸収入、1項1目雑入。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。  
2 款水道費、1 項1 目水道事業費。  
12 ページ、4 款1 項公債費、1 目元金、2 目利子。  
以上で歳出を終わります。  
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（菊池委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
次に、議案第87号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。  
第1 条の歳入歳出予算の補正、3 ページ、事項別明細書をお開き願います。  
4 ページ、歳入から進めます。  
進め方は、款項目により進めます。  
2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目医療費負担金。  
以上で歳入を終わります。  
歳出に入ります。  
1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。  
以上で歳出を終わります。  
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（菊池委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
次に、議案第88号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。  
第1 条の歳入歳出予算の補正、4 ページ、事項別明細書をお開き願います。

5 ページ、歳入から進めます。

進め方は、款項目により進めます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金。

6 款諸収入、2 項 1 目雑入。

7 款 1 項町債、1 目下水道債。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費、3 目処理場管理費。

2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費。

13 ページ、3 款 1 項公債費、2 目利子。

以上で歳出を終わります。

次に、第 2 条、3 ページをお開きください。

第 2 条債務負担行為の補正です。

総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（菊池委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 89 号 平成 20 年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第 1 条の歳入歳出予算の補正、3 ページ、事項別明細書をお開き願います。

4 ページ、歳入から進めます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金。

4 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金。

2 項道補助金、2 目介護給付費補助金。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

6 ページ、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費。



8 ページ、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、2 目施設介護サービス給付費、3 目居宅介護福祉用具購入費、4 目居宅介護住宅改修費、5 目居宅介護サービス計画費、6 目審査支払手数料、ございませんか。

10 ページ、2 項 1 目高額介護サービス費。

12 ページ、4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費、2 目任意事業費、ございませんか。

以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（菊池委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第90号 平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正、3 ページ、事項別明細書をお開き願います。

4 ページ、歳入から進めます。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入、2 目施設介護サービス費収入。

3 項 1 目自己負担金収入。

7 款 1 項寄附金、1 目サービス事業費寄附金。

8 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金。

9 款諸収入、1 項 1 目雑入。

以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

6 ページ、1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費、3 目訪問入浴介護サービス事業費、4 目短期入所生活介護サービス事業費。

10 ページ、7 目包括的支援事業費。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費。

以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（菊池委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号 平成20年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第2条業務の予定量です。

次に、第3条収益的収入及び支出、9ページをお開き願います。

収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、2 目受託工事収益。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、4 目雑収益。

収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、2 目配水及び給水費、4 目総係費。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費、3 目消費税及び地方消費税。

収益的支出を終わります。

1 ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出、10ページをお開き願います。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債。

5 項工事負担金、1 目工事負担金。

6 項補償金、1 目補償金。

資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目建設改良費、3 目メーター設備費。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金。

資本的支出を終わります。

2 ページにお戻り願います。

第5条企業債の補正です。

第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（菊池委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第92号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第2条業務の予定量。

次に、第3条収益的収入及び支出、9ページをお開き願います。

収益的収入から進めてまいります。

1 款病院事業収益、1 項医業収益、1 目入院収益、2 目外来収益。

2 項医業外収益、4 目他会計補助金。

収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費、2 目材料費、3 目経費。

2 項医業外費用、2 目医療技術員確保対策費。

収益的支出を終わります。

2 ページにお戻り願います。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

第5条他会計からの補助金の補正です。

総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（菊池委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（菊池委員） 以上で、各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算9件の審査は全部終了しました。

よって、平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後4時52分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年12月12日

平成20年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長